

【次世代育成支援行動計画・後期計画進捗状況】

目標事業量・・・◎印は後期計画で定めている目標 ◎印がない目標は各所属にて設定 記載がないものについては設定が困難であるため空欄

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
<p>手をつなぎ、みんなで育てよう、佐倉っ子</p>	<p>(1) 地域における子育ての支援</p>	<p>施策1 保育サービスの拡充</p>	<p>①保育園の受入体制の拡大 保育園の受入枠の拡大により、(保育園の新設、もしくは既存保育園の定数増等)、待機児童ゼロを目指します。実施にあたっては、地域の供給バランスにも配慮していきます。</p>	<p>◎認可保育園定数 1,800人</p>	<p>・平成22年5月に「おひさま保育園」、「イクサイド・インターナショナル・チャイルドケア」の民間保育園2園が開園。 ・馬渡保育園 平成24年4月開園予定) 佐倉保育園 平成24年1月開園予定)の建替え事業を進めた。</p>	<p>・5月に民間保育園2園の開園により、認可保育園定数が1,402名から1,552名に増加した。</p>	<p>・佐倉保育園 平成23年10月開園予定)の建替え事業を進める。定員数を120名から130名に拡大) ・馬渡保育園 平成24年度開園予定)の建替え事業を進める。定員数60名から90名に拡大) ・平成23年4月より定員数の拡大予定の保育園。 北志津保育園 :130名→138名 みくに保育園: 45名→50名 ハローキッズ: 90名→100名</p>	<p>・平成22年5月に2園の民間保育園が開園したが、開園当初は待機児童数が減少したものの、依然として3才未満児を中心に多くの待機児童が発生していることから、今後も民間保育園の誘致や老朽化した公立保育園の建替えにより、定員の増加を図る必要がある。</p>	<p>子育て支援課</p>
			<p>②利用者の立場に立った保育サービスの多様化・拡充 保護者の就労形態の多様化に対応し、延長保育の充実及び一時預かり事業の拡充を図るとともに、休日保育事業及び病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援一時預かり事業)を新規に実施していきます。</p>	<p>◎【延長保育事業】 20時まで6園 ◎【休日保育事業】 60人(2か所) ◎【病児・病後児保育】 3人(1か所) ◎【一時預かり事業】 90人(8か所)</p>	<p>・延長保育事業については、平成22年5月に民間保育園2園が開園したことにより、20時まで実施の園が6園、19時まで実施の園が11園となった。 ・一時預かり 特定保育事業については公立2園、民間3園で実施。 ・病児・病後児保育については、平成23年度実施に向けて事務を進めた。</p>	<p>延長保育事業については、公立・民間全園実施しており、各地区ごとに20時までの実施園があることで、保育サービスの提供ができた。</p>	<p>・佐倉保育園は建替えに伴い、新園舎開園後は20時までの延長保育及び、一時預かりを実施予定。 ・病児・病後児保育について、平成23年度実施に向けて事務を進める。</p>	<p>子育て支援課</p>	
			<p>③保育士、看護師等の確保と資質の向上 保育園の受入枠の拡大や保育サービスの多様化・拡充にあわせて保育士、看護師等の確保を図ると同時により良い保育が実施できるように保育士、看護師等の資質の向上を図ってまいります。</p>		<p>・保育士研修 10回 221名参加 ・派遣研修 16回 47名参加 ・看護師打ち合せ 10回</p>	<p>・保護者支援など保育指針に即した内容で研修を実施することができた。 ・看護師打ち合せにおいて、感染症のマニュアル作成に取り組み、作成することができた。</p>	<p>・園内研修を含む各種研修の充実を図る。 ・看護師会議の内容の充実を図る。</p>	<p>子育て支援課</p>	
			<p>④給食内容の充実 子どもの健康の増進、食育の観点から、保育園における給食内容の充実を図っていきます。</p>	<p>【食生活調査実施】公立・私立保育園在園児及び保護者対象 朝食の摂取状況 【食育の推進】行事食献立 地場産の導入 ･クッキング保育の実施 給食時の栄養士巡回指導</p>	<p>・朝食の摂取状況を調査し、結果を踏まえ家庭と連携し、規則正しい生活習慣を身につけられるよう働きかけている。 ・自分たちで野菜を栽培し、食への興味関心を高めている。 ・食事時間の栄養士の巡回指導やクッキング保育の充実を図っている。 ・食育を推進するための献立の工夫として、新メニューの導入、行事食の実施、地場産物の導入を行っている。 給食便りを発行し、家庭への食育の啓発を図っている。</p>	<p>・食生活調査を実施し、家庭と連携し、朝食の推進を行った。 給食時の栄養士巡回指導やクッキング保育を積極的に行った。 ・食育推進のため給食便りを年6回発行した。 行事食や新メニュー、地場産物の導入などにより、献立の充実を図った。</p>	<p>・園児の食生活の状況の把握と、家庭と連携した食育の推進のための、食生活調査の実施。 ・食育の大切さを指導し、子どもの健康の増進を図るために、給食時の巡回指導や、新メニューの導入、行事食の実施、クッキング保育の充実、地場産物の導入を図る。 ・保護者への食育の啓発のための給食便りの積極的な発行。</p>	<p>・給食システムを使用しているが、公立8園を1台のシステムでカバーしているため、注文時期に使用が重なり、スムーズな発注業務が出来ず、注文書作成に多くの事務時間費やしてしまい、本来の食育推進業務に時間を費やすことができない。</p>	<p>子育て支援課</p>

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう、佐倉っ子	(1) 地域における子育ての支援	施策一 1 保育サービスの拡充	⑤障害児保育の充実 保育園における障害児受入体制の充実を図っていきます。		・障害児保育の利用者 (保7名・学26名) ・障害児保育検討委員会の実施 年2回 ・障害児巡回相談 心理 10回 保育園 10施設 学童 5施設 言語 6回 6施設 教育委員会 7回 7施設 (保育園3、学童4) ・障害児保育研修会 1回	・個々の行動特性に合った保育の実施が出来るよう理解を深め、実践することができた。 ・保育園を希望する障害児が障害を理由に入園が困難と判断される事例はなかった。	・保育が必要で、保育園に通園できる障害児の受入れをする。 ・佐倉市障害児等保育検討会議、障害児保育巡回指導による障害児保育の充実を図る。	・保育園及び学童保育でも障害特性を持つ児童が増加している。 ・ハード面 (クールダウンする部屋等) 及びソフト面 (スタッフの配置) でも拡充していくことが必要であると思われる。 学童については、学校との連携が必要である。	子育て支援課
			⑥家庭保育制度の充実 家庭保育制度の充実を図っていきます。		・佐倉市HP・広報等を活用し周知を図った。 ・家庭保育制度説明会を4回実施した。	・3人の家庭保育員の登録があり、3人の利用者があった。 ・HPや広報でのPRや、説明会を実施したが、利用の増加は望めなかった。	・家庭保育制度の周知を図る。 ・家庭保育制度の説明会を年2回実施。 ・家庭保育の登録者、利用者を増やす。 ・制度の問題点を洗い出し、利用しやすい制度の変えていくため、調査・研究・検討を行う。	・産休制度の普及などにより、利用者が減少しているため、保育料や預かり体制の見直しなどが必要である。	子育て支援課
			⑦認可外保育施設への支援 認可外保育施設への支援について検討します。		・認可外保育施設指導監督基準に適合している市内の認可外保育施設2園に対し、健康診断等、保険加入、備品購入等に関する経費への補助を実施。	・待機児童19人が利用	認可外保育施設へ認可取得に向けての支援を行う。		子育て支援課
			⑧認定こども園の整備 認定こども園の整備について検討します。		・内閣府に設置された「子ども子育て新システム検討会議」の内容等を随時収集に努めた。	・(仮称)こども園等幼保一元化について、国の動向を注視してきた。	・国の動向を注視しながら、検討していく。		学務課 子育て支援課
		施策一 2 放課後児童健全育成事業		①学童保育の充実 学童保育のサービス内容を再検討し、児童の健全な成長のためにより良いと思われる改善を図っていきます。		・学童保育の充実を図るため、児童インストラクターに研修を実施した。年2回 ①応急処置②学童期の発達の特徴と対応で配慮する点) ・保護者と児童インストラクターとが定期的な話し合いの場をもつことにより、質の高い学童保育を提供した。	・児童インストラクターの質の向上につながった。 ・保護者と児童インストラクターの情報共有により、より良い学童保育の運営につながった。	・学童保育の充実を図るため、児童インストラクターに適切な研修を定期的かつ計画的に実施する。 ・また、保護者と児童インストラクターとが定期的な話し合いの場を持つことにより、質の高い学童保育を提供していく。	子育て支援課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう、佐倉っ子	(1) 地域における子育ての支援	施策－2 放課後児童健全育成事業	②学童保育所（児童クラブ）の整備 学童保育所（児童クラブ）の未整備学区の解消、及び入所児童の過密の解消を図るとともに、すべての学童保育所（児童クラブ）において、小学校6年生までの受入れを目指します。	◎【放課後健全育成事業】 ・学童保育所未整備小学校区（1学区）の解消 ・過密学童保育所の解消 ・全施設6年生までの受入れ	過密学童保育所の解消のため、教育委員会と小学校の余裕教室の状況確認を行った。 ・2学童保育所で、対象児童を1年生～6年生に拡大した。また1学童保育所で、小学校1年生のみ対象だったものを1～2年生に拡大した。	余裕教室は無く、新規開設は困難な状況であった。	未整備小学校区の解消を図るため、和田小学校区に学童保育所を整備する。 過密学童保育所を、小学校の余裕教室を活用しながら整備を検討する。 すべての小学校区に全学年受け入れ学童保育所を整備する。		子育て支援課
		施策－3 地域の子育て協力体制づくり	①社会全体で子育てをしていく意識の啓発 子育ての社会化の必要性等について、こうほう佐倉、市ホームページ、CATV等を通じて意識啓発を推進します		子育て支援課ホームページに次世代育成支援行動計画を掲載し、意識啓発を図った。	ホームページを活用し、次世代育成支援行動計画を市民へ周知することが出来た。	こうほう佐倉、市ホームページに次世代育成支援行動計画を掲載し、意識啓発を図る。		子育て支援課
			②NPO、ボランティア等の育成・支援 ボランティア養成講座の開催、活動の場所の支援等により、NPO、ボランティア等の育成を図っていきます。また、情報提供、市民への積極的なPR等により継続的な活動を支援します。	市民公益活動団体のつどい 全体会2回、分野別2回 市民公益活動団体ポスター展実施 市民向け講座1回 団体レベルアップセミナー3回 市民公益活動相談会2回 さくら市民公益活動情報サイト運営 サポートセンター便り発行年4回 市民リーダー育成講座1回	毎月、「子育てカレンダー」を発行している団体に情報提供するとともに、カレンダーの配布について協力を行った。 子育て情報誌「さくらっ子・子育てナビ」でのボランティアに関する情報提供を行った。 市民公益活動団体のつどい 全体会2回、分野別3回 市民公益活動団体ポスター展実施 市民向け講座1回 団体レベルアップセミナー3回 市民公益活動相談会2回 さくら市民公益活動情報サイト運営 サポートセンター便り発行年4回 市民リーダー育成講座1回	情報誌等の活用により市民へ情報提供をし、継続的な活動支援につながった。 市民公益活動団体ポスター展など各事業の実施により市民に対し、NPO等についての啓発が図れた。 市民公益活動団体のつどいでは全体会、及び分野別のつどいを実施し、団体同士の情報交換の場所を提供した。 サポートセンターだよりや情報サイトにより、市民への情報提供及び団体に対して助成金情報などを提供し、継続的な活動を支援した。 団体向けのレベルアップセミナーを開催し、団体の側面支援に努めた。	保育園・児童センター・老幼の館において、ボランティアの活動の場の提供、場所の提供等の支援をする。 情報提供及び子育て情報誌による積極的なPRを継続的に支援する。 平成21年度から23年度までを指定期間とした、市民公益活動サポートセンターの指定管理者制度導入を行っており、業務基準書に基づいた事業を実施いただいている。今後も市との定期的な会議の実施等により情報交換・意見交換を行うことで、市民公益活動が盛んになるよう効果的な事業の実施につとめる。		子育て支援課 自治人権推進課
			③ファミリーサポートセンター事業の促進 ファミリーサポートセンター事業の市民への周知を図るなどにより活動を促進します。	◎1か所で実施	平成22年4月より事業を開始し、PRチラシの作成配布、会員の拡大を図った。 活動内容は年間で656件。主な活動内容は下記のとおり。 保育施設までの送迎 418件 保育施設登園前、登園後の預かり 153件 保護者の病気や急用等による預かり 79件	平成23年3月末で233名と会員数を増やしている。 提供会員 58名 依頼会員 146名 両方会員 29名	佐倉市HP、広報、広報番組等で市民へ積極的に周知を図り活動の促進を図る。		子育て支援課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">手をつなぎ、みんなで育てよう、佐倉っ子</p>	<p>(1) 地域における子育ての支援</p>	<p>施策一 4 子育て情報の提供と相談・交流の場づくり</p>	<p>①相談体制の充実 保護者の育児不安に対応する相談体制の充実を図ります。</p>	<p>・子育てに自信がない保護者の減少 ・育児について相談相手のいない保護者の減少 ・近所の育児について話し合える保護者の増加</p>	<p>・各保育園において園庭開放での相談、電話相談を実施した。また、子育て支援センター来所者の相談、電話相談を実施した。 ・佐倉市HP・広報・情報誌等で情報提供を行った。 ・民生委員・児童委員、主任児童員と情報交換をし、経済的支援や育児不安を抱える保護者からの相談を受けた。 ・子育てに必要な情報を児童委員、主任児童委員を通じて不安を抱える家庭に伝えた。 ・家庭児童相談 延べ13,314件</p>	<p>・園庭開放時等で、気軽に相談できることが定着した。 ・小さなことでも気軽に育児相談できることで、育児不安の軽減につながった。 ・地域の民生委員・児童委員、主任児童員を通じて、問題を抱える家庭を早期に発見することができ、児童が虐待防止になった。 ・子育ての相談に加え、経済的な問題、親の精神疾患、DV等家庭の中で起こりうる様々な問題に対応して相談を受けることが出来た。</p>	<p>・佐倉市HP、広報、子育て情報誌等により、継続的に相談窓口の周知を図る。 ・母子を対象とした相談の場で、母親が育児に自信が持てるような保健指導の実施 ・各保健センターにおける母子の集いにおける相談の実施 ・出前健康教育の中での相談の実施 ・上記以外の面接・電話相談の継続 ・家庭児童相談の窓口において、保健師、保育士等が子どもの養育等の相談を実施。また、必要に応じ家庭への訪問を実施。</p>		<p>子育て支援課 健康増進課 「健康さくら21」 児童青少年課</p>
			<p>②子育て総合情報冊子の作成 各種の子育て支援サービス、保健・医療、子どもの遊び場等の情報が利用者に十分周知されるよう、子育て総合情報冊子を作成します。また、ホームページ等にも情報を掲載します。</p>		<p>・子育て情報誌「さくらっ子・子育てナビ」を、更に活用しやすい子育て総合情報冊子としての内容の充実を図った。また、市HPでも情報を掲載した。</p>	<p>・子育て情報誌により、様々な子育てに関する情報提供ができ、子育ての支援につながった。</p>	<p>・子育て情報誌「さくらっ子・子育てナビ」を、活用しやすい子育て総合情報冊子として内容の充実を図る。</p>		<p>子育て支援課</p>
			<p>③ホームページの活用 ホームページを活用して子育て中の親が、不安や孤立感等を解消できるようにします。</p>		<p>・公立保育園・児童センター・老幼の館において実施される事業、子どもの救急、給食レシピを掲載し情報提供に努めた。</p>	<p>・HPを見て、園庭開放・各施設の行事等に参加したり、健康・育児・食の情報を得たりすることができ、子育て不安の軽減につながった。</p>	<p>・各施設、健康、育児、食等情報内容の充実を図り、情報提供をする。</p>		<p>子育て支援課</p>
			<p>④地域子育て支援拠点事業の実施 子育て支援センター及び各保育園での地域子育て支援センターを充実し、子育て中の保護者の相談や気軽に集うことができる場を提供します。</p>	<p>◎17か所で実施 らち、ひろば型6か所、センター型11か所)</p>	<p>・来所者や電話での育児相談や、ミニ講座での子育てアドバイスなどを実施したり、安心して遊べる場所としての環境作りに努めた。</p>	<p>・子育てに関する情報を発信したり、一人ひとりに見合った関わりを持ったり、来園者同士のつながりを作ることで、子育て時期の孤立間の軽減につながった。</p>	<p>・地域子育て支援拠点事業の実施園を増やしていく。</p>		<p>子育て支援課</p>
			<p>⑤育児サークルへの支援 市民による自発的な育児サークルが活発化するよう、活動場所や情報提供等の支援をします。</p>		<p>・依頼があった時には、活動場所の提供や情報提供に努めた。</p>	<p>・サークルからの依頼を受け、各保育園や子育て支援センター等に、パンフレットを配架することにより情報提供の支援につながった。</p>	<p>・育児サークルへの情報提供、及び活動の場・場所の提供を積極的にし支援する。</p>		<p>子育て支援課</p>

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう、佐倉っ子	(1) 地域における子育ての支援	施策一 4 子育て情報の提供と相談・交流の場づくり	⑥民生委員・児童委員、主任児童委員との連携の強化 民生委員・児童委員、主任児童委員とより一層の連携を図り、子育て支援を推進します。		・佐倉市民生委員・児童委員協議会では、児童専門部会を設けて、児童福祉の向上並びに児童の健全育成のための研修会等を実施した。児童専門部会年4回開催、研修会1回開催、その他主任児童委員会議開催)	・各地区において、民生委員として子どもの見守りやあいさつ運動などの活動が展開され、児童の健全育成が図られた。	・地域に身近な民生児童委員、主任児童委員を通し、様々な情報を必要としている家庭に提供する。	・民生委員・児童委員だけでは限界がある。地道な活動と他の団体等との連携が必要。	社会福祉課 子育て支援課 児童青少年課
			⑦地域における子育て支援の拠点としての児童センター・老幼の館の機能拡充 地域における子育て支援の拠点として児童センター・老幼の館の機能を整備・充実していきます。新たな建設・増築等に際しては、ユニバーサルデザインに配慮し、幼児や障害者が利用しやすいよう整備していきます。	・各児童センター・老幼の館において、乳幼児と保護者を対象に子どもの年齢に応じた事業を実施した。児童を対象に遊びと生活の援助を行った。	乳幼児と保護者に集いの場を提供し、児童を対象に遊びと生活の場を提供し、地域の子育て支援の拠点として充実を図った。	・児童センター及び老幼の館については、引き続き、乳幼児を対象とした事業の実施や、集いの場、情報提供の場として地域の子育て支援の拠点として充実を図っていく。 ・また、施設の改修にあたってはユニバーサルデザインに配慮した整備を進める。	子育て支援課		
		施策一 5 幼稚園就園奨励費補助金、児童手当、医療費等の助成	①幼稚園就園奨励事業等の実施 市内の私立幼稚園に対して、振興事業補助金を交付することにより、幼稚園の振興を図ります。また、幼稚園就園奨励事業を実施することで、市内在住の園児の保護者に対し、経済的負担の軽減を図ります。	【22年度実績】 ・対象者数 2,014名 ・補助金額 189,970,500円	・私立幼稚園へ就園している世帯のうち、経済的理由により就園が困難な世帯の負担軽減になっている。	・引き続き、私立幼稚園振興補助事業および私立幼稚園就園奨励補助事業を進める。	学務課		
			②児童手当、医療費等の助成 児童手当、医療費等の助成により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	・平成23年2・3月分は児童手当として、4月分からは子ども手当を対象児童のいる世帯に対して支給した。児童手当の対象児童は、小学校終了前までで、保護者の所得制限があるが、子ども手当は中学校終了前までの子どもが対象であり、保護者の所得制限は設けていない。 ・子ども医療費は、小学校就学前までの児童が対象であったが、平成22年12月1日診療分から通院については、小学校3年生まで、入院については小学校6年生まで、対象を拡大して助成した。	・児童手当・子ども手当の支給、子ども医療費の助成をすることにより、子育て世帯の経済的負担が軽減し、子育て支援の充実が図られた。	・児童手当は、平成22年度は「子ども手当」として、次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資することを目的として支給されている。中学校3年生までの子どもの保護者に対して、一律に子一人につき月額13,000円を支給。平成23年度と同制度については、現在平成23年3月1日現在)国会審議中。 ・子どもの医療費の助成については、子どもの保健の向上と健やかな育成を図ることを目的として実施。平成22年12月1日からは、助成対象をそれまでの小学校就学前児童から、通院は小3まで、入院は小6まで拡充。	・子ども手当は、平成23年9月までは、現行の制度のままだが、それ以降の制度については未定。	児童青少年課	

次世代育成支援施策

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
<p>手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子</p>	<p>(2) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進</p>	<p>施策－1 妊婦に対する相談・支援の充実</p>	<p>①妊婦訪問の実施 不安のある妊婦や健康上の指導の必要性のある妊婦などに対し、訪問による指導を実施し安心して出産ができるよう支援します。</p>	<p>・必要な人に、必要な時期に随時実施 ・妊娠11週以下での妊娠届出率の増加(97%以上)</p>	<p>訪問実績 実:33 延:36 要支援者:15件 妊娠届出時に簡単なアンケートに記入してもらい、記入した内容より不安が強い、妊娠に否定的な感情である等、リスクが高いと判断される場合は地区担当保健師が訪問し、必要に応じて継続フォローをしている。 就業等の理由で訪問につながらないケースは電話相談等で対応している。</p>	<p>妊娠届出書に相談希望、訪問希望を記載した者については、支援を必要とする時期に訪問実施することができた。</p>	<p>・今後もハイリスク者及び希望者に対し、タイムリーに妊婦訪問を実施し、安心して出産を迎えられるよう支援する。 ・早期の妊娠届出の実現を目指すことで、妊娠初期の段階から定期的な健診を受け、安全なお産を迎えられるように支援する。</p>	<p>・ハイリスクケースについては、妊娠中に何らかの支援を開始することとしているが、就業、連絡普通、拒否等により訪問につながらないケースも多い。</p>	<p>健康増進課 「健康さくら21」</p>
			<p>②マタニティクラスの充実 マタニティクラスにおいて、喫煙・飲酒・運動等妊娠中の健康管理に関する講義を開催します。</p>	<p>・市もしくは病院のマタニティクラスを受講した人の増加(93%以上) ・妊娠中の飲酒率の減少 ・妊娠中の喫煙率の減少 ・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の減少 ・育児に参加する父親の増加(87%以上) ・夫の育児協力が満足している人の増加</p>	<p>参加者153名延べ230名 参加率36.5%)と、H22年度参加率16.6%に比較して増加。 ・夫の参加率は86.9%</p>	<p>・ママだけでなく夫の参加率が増加。夫の参加率は目標値達成。 ・今後も、高い状態を維持できるように、啓発していく。</p>	<p>・市民が参加しやすいマタニティクラスの実施。 ・今年度の日程、内容、場所等について評価し、参加しやすい教室運営について検討。</p>	<p>就労中の妊婦が多い中で、週末開催(マタニティクラス2課のみ)の単発参加者が増えている。市の実施目的としての「友達づくり」が達成できるように、参加者間での交流をサポートしていく必要あり。</p>	<p>健康増進課 「健康さくら21」</p>
			<p>③母子健康手帳の交付 母子健康手帳の交付により、母子の健康状態の記録及び活用を促進します。</p>	<p>妊娠11週以下での妊娠届出率の増加</p>	<p>妊娠届出件数1,205件中、妊娠11週以下での届け出は1,054件(87.5%)。 ・平成22年度より、妊娠届出を市内6医療機関に設置し、窓口での面接相談ができる保健センターでの届出をすすめてもらった。</p>	<p>・保健センターへの届出数が増加した。H21:115件→H22:238件)</p>	<p>・マタニティクラスや、妊婦訪問等で母子健康手帳の活用を促していく。 ・早期の妊娠届出の実現を目指すことで、妊娠初期の段階から定期的な健診を受け、安全なお産を迎えられるように支援する。</p>	<p>・保健センター以外の場所でも、母子健康手帳の交付を行っているため、妊娠届出時の面接相談が全員には実施できない。</p>	<p>健康増進課 「健康さくら21」</p>
		<p>施策－2 母子保健相談・健診・指導の充実</p>	<p>①乳幼児健康診査の充実 乳幼児健康診査の充実を図ります。</p>	<p>・1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の増加 ・1歳6か月児健康診査受診率(100%) ・3歳児健康診査受診率(100%)</p>	<p>●1歳6か月児 1,216(実施数)／1,339(対象数)90.8% 未受診者数123人の内、受信推奨アンケートにより把握済90人、未把握33人であった。 10月から市内18医療機関で個別医師診察を実施。717人(53.5%) ●3歳児 1,149(実施数)／1,428(対象数)80.5% 未受診者数279人の内、受信推奨アンケートにより把握済223人、未把握56人であった。</p>	<p>・受信推奨アンケートで、次回の健診受信予定や、児の発育発達や育児状況を把握した者を含めると、1歳6か月児健診では、97.5%に当たる1,306人把握することが出来た。また同様に3歳児健診では、96.1%に当たる1,372人把握することが出来た。</p>	<p>幼児健康診査における医師診察の全員診察の実施。 ●1歳6か月児健康診査の個別医師診察の実施。 ●3歳児健康診査の全員診察の実施。</p>		<p>健康増進課 「健康さくら21」</p>

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
<p>手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子</p>	<p>(2) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進</p>	<p>施策一 2 母子保健相談・健診・指導の充実</p>	<p>②乳幼児相談・指導の充実 乳幼児相談及び指導の充実を図ります。</p>	<p>・子育てに自信がない保護者の減少 ・育児について相談相手のいない保護者の減少・育児について話し合える保護者の増加</p>	<p>● 4か月乳児相談 957人(相談者数)/1,165人(対象者数)82.1% ● 8か月もぐもぐ教室 742人(相談者数)/1,219人(対象者数)60.9% ● 幼児歯科健診 2,811人(実施数)/4,100人(対象者数)68.6% ● 1歳6か月児健康調査 1,216(実施数)/1,339(対象者数)90.8% ● 3歳児健康調査 1,149(実施数)/1,428(対象者数)80.5%</p>	<p>● 4か月乳児相談 昨年度よりも相談数が増えている ● 8か月もぐもぐ教室 相談件数 栄養相談330、歯科相談150、保健師相談197) ● 幼児歯科健診 昨年度より受診率が増えている。相談件数 言語聴覚士174、保健師69、栄養士9) ● 1.6、3歳児健康調査は、受診推奨アンケートで、受診予定や児の発育発達や育児状況把握に努め、1.6は1,306人(97.5%)、3歳1,372(96.1%)把握することが出来た。</p>	<p>保護者が不安になりやすい、子どもの成長・発達の節目において、4か月乳児相談、8か月もぐもぐ教室、幼児歯科健診、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査などで保健師、栄養士、言語聴覚士、歯科衛生士等の専門職による個別相談を実施する。</p>	<p>● 4か月乳児相談：赤ちゃん訪問以降初めての相談の場となるため、1人当たりの相談時間がかかり、待ち時間が生じている。 ● 8か月もぐもぐ教室 集団教育の後に個別相談になるので、個別相談の件数が多いと待ち時間が生じる。</p>	<p>健康増進課 「健康さくら21」</p>
			<p>③訪問指導の充実 乳児家庭全戸訪問事業・新生児訪問等の家庭訪問による保健指導を充実させます。</p>	<p>新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の増加</p>	<p>全戸訪問事業による家庭訪問数 989件 うち、新生児訪問指導と同時実施 704件 訪問率 86% 未訪問者のうち状況把握できたもの51件 把握率 91.0% 未把握の者のうち訪問予定のもの9件(平成23年3月生まれの為期限内)</p>	<p>訪問を希望しないケースについても、電話連絡時に相談対応する等して育児状況を把握することができた。</p>	<p>未把握者への事業PR 推奨を強化し、全数把握に努める。</p>	<p>生後4か月以内に、出生者のうちの約1割の者の育児・生活状況が把握できていない。</p>	<p>健康増進課 「健康さくら21」</p>
			<p>④母子保健に関する情報提供 こうほう佐倉、市ホームページ、CATVを活用し、母子保健に関する情報提供を拡充させます。</p>	<p>広報誌、ケーブルTV296、HP等による情報配信の充実</p>	<p>平成22年10月から、妊婦健康調査の検査項目にHTLV-1が追加されたことなど、新たな情報について、こうほう佐倉・市ホームページに掲載したほか、産科医療機関にポスターを掲示、また対象者に対し個別通知を実施した。</p>	<p>HTLV-1抗体検査費用の償還払い申請が95件寄せられ、そのうち94件について助成を行った。</p>	<p>ケーブルTVで放映された母子保健事業に関する番組を録画し、乳児相談等の事業受付にて上映するなど、待ち時間を活用しての啓発方法を工夫する。</p>		<p>健康増進課 「健康さくら21」</p>
			<p>⑤予防接種事業の周知 予防接種に関する正しい知識の普及と予防接種の勧奨を行います。</p>	<p>予防接種接種率の向上</p>	<p>●知識の普及 こうほう佐倉4回 麻しん風しん1回、日本脳炎3回) ホームページリニューアル、記事5回 ●接種勧奨(個別通知) 出生者・転入者(毎月)へ予診票の送付 麻しん風しん 7月、11月、1月はがき送付→3月電話掛け 日本脳炎 4月はがき送付、3歳児へチラシ配布、母子事業の面接で接種勧奨 2種混合 8月末接種者へはがき送付 高齢者インフルエンザ :9月予診票送付 ●その他 養護教諭説明会にて、麻しん風しんの勧奨。 就学時健診にて、23小学校1,421名に対して予防接種の説明を実施。</p>	<p>ハガキや、母子事業などの個別勧奨への反応は良いが、3種混合1回目、BCG、麻しん風しん2期・3期の接種率が平成21年度より若干減少した。 ・日本脳炎2期については、接種できなかった期間があることと、積極的勧奨の差し控えが解除されていないことより、接種率が激減している。(上記以外の予防接種について、接種率は向上している。)</p>	<p>市広報紙、ホームページ等により、分かりやすい予防接種の周知広報を行う。また個別に周知する機会として個別通知や市が実施する各種保健事業、就学時健康診断時に接種勧奨を行い予防接種の周知を図る。</p>	<p>定期の年齢前に接種が終わらないと予想される方や、未接種の予防接種が複数ある方に対するアプローチが今後必要になると考える。</p>	<p>健康増進課</p>

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(2) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	施策一 3 安心できる医療の整備・充実	①小児初期急病診療所、第2次救急医療体制の充実及び周知 医師会・医療機関と連携を図り、小児初期急病診療所や小児第2次救急医療体制の充実を図ります。	広報誌、HP及びパンフレット等により情報配信の充実を図る。	<p>毎夜間の午後7時から翌朝6時までと、日曜日・祝日・年末年始(2月29日から1月3日)は午前9時から午後5時までを、診療時間として診療を行った。スタッフは医師、薬剤師、看護師、医療事務を配置しており、診療業務は社団法人印旛市郡医師会と診療業務委託契約を締結し、印旛郡市内の小児科開業医や小児科病棟勤務医等を中心に毎日輪番制で従事した。検査及び入院の必要な重篤な患者については、小児二次救急医療病院群輪番制方式により紹介及び搬送を行い、医療連携を図った。また、印旛郡内市町村とは管理及び運営に係る経費の負担に関する協定を締結しており、広域での協力体制を敷いた。</p> <p>【利用状況】平成22年度 13,576名</p>	<p>来所者の居住地別割合では佐倉市民が約4割と最多数であるが、医師会、救急隊等の協力もあり印旛郡市内及び近隣市町村の広域にわたる居住者の来所がある。印旛地域唯一の毎夜間の小児初期急病診療に特化した施設であり、小児二次救急医療病院との連携により初期診療、二次診療の機能分化を確立した。</p> <p>【二次搬送・紹介状況】平成22年度 388名(2.86%)</p>	<p>印旛市郡医師会と協力して小児科開業医や病院勤務医等の輪番制を維持し、毎夜間の午後7時から翌朝6時まで、日曜日、祝日、年末年始(2月29日から1月3日)については、午前9時から午後5時までの診療時間として診療を行っていく。入院の必要な重篤な患者については、小児二次救急医療病院群輪番制方式により紹介及び搬送を行い医療連携を図っていく。また、印旛郡内市町村とは管理及び運営に係る経費の負担に関する協定を締結しており、広域での協力体制を敷いていく。</p>		健康増進課
			②医療情報提供の充実 保健・医療等の情報を含めた子育て総合情報冊子の作成により、医療機関についての情報提供を進めます。	子育てナビ、HP及び健康カレンダー等により情報配信の充実を図る。	<p>子育て情報誌「きくらっ子 子育てナビ」に、乳幼児健康診断・小児初期急病診療所・休日当番医などの情報提供を行った。</p> <p>健康カレンダーと佐倉市ホームページに医療機関情報を掲載した。</p>	<p>情報誌に医療機関等の情報を掲載したことで、子育て便利帳として利用者から好評を得た。</p> <p>医療の情報を掲載した事で、子育ての便利帳として利用者から好評を得た。</p>	<p>子育て情報誌「きくらっ子 子育てナビ」に保健・医療等の情報を掲載する。</p> <p>子育てナビへ、医療情報を提供。その他、佐倉市ホームページ、健康カレンダー等を活用し、医療機関情報の提供を進めていく。</p>		子育て支援課 健康増進課 「健康さくら21」
		施策一 4 食育の充実	①食育の推進 食に関する調査の実施と調査結果に基づく指導の継続実施、保護者との連携等により、子どもが適切な食習慣を身につけられるようにします。	<p>食生活調査を実施。公立保育園(保護者対象)・園庭や園の畑等で園児が自ら栽培した野菜を使用した給食の導入</p> <p>箸の持ち方など、食のマナーについての指導を行う。</p> <p>食に関する調査の実施をします。小学校5年生、中学校2年生を対象に年1回)</p> <p>食に関する指導の実施(小・中34校)</p> <p>地場産物を多く使用した学校給食の実施(小・中34校)</p>	<p>食生活調査では、起床時間や就寝時間、昼食の摂食について継続的に調査している。起床時間・就寝時間は年ごとにやや速くなり、生活リズムの改善がみられる。</p> <p>食への興味・関心を引き出すため、調理や食事の準備等の手伝いについても促した。</p> <p>食に関する調査を実施し、その結果をおたより等で家庭へ知らせるとともに朝食の大切さについて等の指導を実施した</p> <p>年間を通して約50品目の地場産物を給食に取り入れた。</p> <p>生産者の方の顔写真を載せたおたよりを作成し、掲示した。</p>	<p>朝食を食べない児童生徒の割合が減少傾向にある。</p> <p>児童生徒が生産者の方々への感謝の気持ちをもって給食を食べている。</p>	<p>地域の子育て中の母親を対象とした、園庭開放でのミニ講座・試食会等で食に関する情報を提供する。</p> <p>食生活調査の結果を周知し、全体指導や個別指導を行う。</p> <p>園庭や畑等で園児自らが栽培した野菜を使用し、クッキング保育を実施する。</p> <p>箸の持ち方指導など、食事のマナーについても指導を充実させる。</p> <p>年1回食に関する調査を行い、その結果を基に児童生徒、教職員、保護者への周知をするとともに、全体及び個別指導を行う。</p> <p>各小中学校で児童生徒の実態にあった食に関する指導を実施する。</p> <p>地場産物を多く使用した佐倉市の特色ある給食を実施する。</p> <p>佐倉城開城400年記念特別給食を佐倉市教育の日に実施する。</p> <p>「津田仙メニュー」給食を継続し、食文化について学ぶ。</p> <p>肥満傾向、食物アレルギーの個別指導の充実を図る。</p>		子育て支援課 指導課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(2) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	施策一 4 食育の充実	②食に関する地区講習会の推進 食生活改善推進員との連携により、適切な食習慣等についての周知啓発を図ります。	健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者をなくす (幼児の保護者をなくす) ・おやつの目的を理解している幼児の保護者の増加 (75%以上)	・幼児のおやつや食育についての知識を保護者に普及した。 ・食生活改善推進員による食に関する地区講習会を35回延べ2,352人 (内訳 大人910人・子ども1,442人)に実施。 ・食生活改善推進員延べ174人が試食の提供や食に関する正しい知識の普及活動を行った。	・いろいろな組織と連携した食に関する地区講習会の開催機会が増え、参加者も増えた。 ・乳幼児の保護者に適切な食習慣を学ぶ機会を提供することができた。	・食生活改善推進員との連携による地区講習会を開催し、子どもや保護者が料理や食に関心を深め、栄養のことを考えて食事を食べることの大切さについて周知啓発を図る。 ・地域の乳幼児をもつ保護者におやつや朝食摂取に関する知識の普及に努める。		健康増進課 「健康さくら21」
			③地産地消の推進 安心安全で、生産者の顔がみえる食材を提供するための啓発に努めます。	生産者で組織する農産物直売所 (7ヶ所)をホームページ及び広報で紹介し、地産地消の推進を図る。	・各農産物直売所で開催される収穫祭等のイベント情報をホームページ等で紹介し、地産地消の推進を図った。	・関係者の協力を得て、佐倉産豚肉をH22. 11より、市内スーパー (店舗)において、週1～2日定期的に販売出来るようになった。	・生産者で組織する農産物直売所 (7ヶ所)をホームページ及び広報での紹介。また、各種イベントについても随時紹介をし地産地消の推進を図る。		農政課 「食育推進計画」
		施策一 5 子どもの健康・体力づくり	①子どもの健康・体力づくりに関する情報の提供 幼児を持つ保護者に対する、身体を使った遊びや戸外で安心して遊び遊べる場所、スポーツサークル等についての情報を提供します。	・子どもと保護者がともにスポーツを楽しめる機会を年間2回以上提供する。 ・スポーツリーダーバンクよりスポーツ指導者の派遣を年間2団体以上に行う。	・保育園における園庭開放の実施。 ・児童センター・老幼の館における幼児向け体力増進のための教室の開催。 ・青少年相談員連絡協議会と連携し、「フットボール交流大会」を7/17に市民体育館で実施した。対象は小学4～6年生。参加29チーム 252名) ・青少年相談員連絡協議会の「たこあげ大会」については、1/16に岩名陸上競技場で開催予定であったが、降雪により中止とした。また、「綱引き大会」については、3/13に市民体育館で開催予定であったが、東日本大震災の影響を考慮し中止とした。 ・ニュースポーツまつり 参加者256名のうち14才までが149名。 ・スポーツフェスティバル 参加者735名のうち10才まで269名。 ・親子ボクササイズ教室34名。 ・子どもが参加する団体に年間2回指導者の派遣を行った。 ・生涯学習ガイドブックや「さくらあそび場百科じてん」等の各種情報誌の発行、及びホームページへの掲載を通じて、各種イベント情報の提供を行った。	・身体を使った遊びの提供、安心して遊べる場として園庭開放は利用者も多い。 ・ソフトドッジボール交流大会では、小学校を通じて小学4～6年生全員に大会チラシを配布、大会要綱及び参加申込書は学級に配布した。また、広報さくらにも記事掲載して参加者の募集を行った。 ・幅広い年齢の方が参加され、ニュースポーツまつりではニュースポーツの紹介や指導を行い、誰もがスポーツを気軽に出来る機会を提供することが出来た。 ・一般向け、児童向けの2種の情報誌を、それぞれ4半期毎、計8回発行した。公共施設での配布及びホームページでの閲覧を通じて、情報提供ができたものと考えられる。	・身体を使った遊び等の情報提供、及び安心して戸外遊びのできる場の提供をする。 ・各関係団体を通じ、幼児や小学生に対する自然体験活動、スポーツ大会等の情報を子どもたちへ提供する。 ・ニュースポーツまつりやスポーツフェスティバル等子どもと保護者がともにスポーツを楽しめる機会を提供する。 ・スポーツリーダーバンクによるスポーツ指導者の紹介、派遣。 ・生涯学習情報誌「遊び場百科じてん、我ら学び隊」の発行。	最終的に調べるかどうかは、利用者次第となる。 調べる意欲がまったくない利用者に対しては有効な情報提供手段がない。	子育て支援課 児童青少年課 生涯スポーツ課 社会教育課
	②学校開放等の実施 学校開放等により、子どもが身体を動かす機会を拡充します。		・すべての小中学校 (34校)の学校開放実施	・すべての小中学校 (34校)の学校開放実施 ・22年度 22,767団体 766,012名 (延べ数)	・すべての小中学校 (34校)の体育館、及びすべての小学校 (23校)の校庭を開放し、市民のスポーツ・レクリエーションの活動の場として、健康増進、情操の涵養及び教育の向上が図れた。	・小中学校における学校施設開放の実施	・利用団体が年々増加しており、地域によっては、新規団体の参入の難しさや既存団体の利用の制限等、利用規定の見直しが検討課題となっている。	社会教育課	

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(2) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	施策一6 思春期保健対策の充実	<p>①次代の親づくり 育児に対する関心・知識等を高めるために、中学生等を対象とした乳幼児とのふれあい体験の場を設けます。また、各学校が必要に応じて、健康増進課、保健所等の協力を得て、子育てに関する教育の推進を図ります。その他、「心の健康教育」の一環としての、思春期からの父性教育の実施を図ります。</p>	<p>育児に関して肯定的な意見を持つ中、高校生の増加</p>	<p>・佐倉市養護教諭研修会において、性教育に関する研修会を設けた。 ・中学校、高校において、家庭科、総合学習の時間を中心に、子育てに関する教育の推進を図った 佐倉東高校、佐倉中学校、西志津中学校、臼井南中学校、井野中学校) ・ジュニアリーダーの初級認定講習会を実施し、子ども世代のリーダーを育成した。受講生数39名) ・広報さくら2月1日号に自己肯定感の大切さについて 卍子さんに ありがとう』伝えてますか?』の記事を掲載。 マティジャケット 大学1校、高校1校、中学校3校、小学校2校に貸し出しを行った。 ・沐浴人形 中学校3校、小学校1校、助産師会、子育て支援課に貸し出しを行った。</p>	<p>・佐倉市養護教諭研修会において、性に関する指導及び相談体制の充実を図るため印刷保健所と情報交換の機会を設けた。 ・集団活動の意義や、野外活動体験、創作活動などを中心に、宿泊を含めた講座を8回実施し、地域活動に参加できる子どもたちの育成を行った。 ・早期における子育てに関する知識の獲得 ・広報掲載によって、保護者の世代に、子どもの 自己肯定感の大切さ』について周知することができた。</p>	<p>・養護教諭研修会において、性に関する指導及び相談、連携体制を図るために必要な知識や情報を習得する。 ・中学校における子育て理解講座の実施 ・子どもたちの学校 学年間を超えた体験活動や、異年齢交流を通じて、小さな子どもを思いやる心を培う。 小・中・高校が、命の大切さや子育てに関する事業を行う際に、妊婦ジャケットや沐浴人形の貸し出しを行う。</p>	<p>学校のカリキュラムとの調整が必要であり、担当教諭の関心のある学校での実施により、実施校を増やす状況。 ・養護教諭との連携について、会議に保健分野の担当者が出席し、連携しながら活動していくきっかけを作る事が必要。 学校での思春期保健についての取り組み、課題等を把握し、保健分野の現状 健康さくら21)と照らし合わせて課題を共有していく事が必要。</p>	<p>指導課 社会教育課 児童青少年課 健康増進課</p>
			<p>②喫煙、飲酒、薬物等に関する意識啓発 思春期における喫煙・飲酒・薬物等の害についての教育の継続的な実施とチラシ、ポスター等による意識啓発を実施します。</p>	<p>・シンナー 薬物使用を勧められたとき、断る自信のある中、高校生の増加 ・シンナー 薬物使用の有害性について、知っている中、高校生の増加</p>	<p>・薬物乱用防止に関するリーフレット、未成年飲酒防止啓発ポスター等による意識啓発。 ・薬物乱用防止標語の募集による啓発。 ・薬物乱用防止リーフレットを地区回覧し、啓発を図った。</p>	<p>・警察職員や薬物等に関する専門的な知識を有する外部講師による 薬物乱用防止教室」を小学校17校、中学校8校で開催し約3,600名が薬物乱用防止について学んだ。 ・毎年の地区回覧ではあるが、薬物乱用についての危険性について考える機会となっている。</p>	<p>・薬物乱用防止教室に関する保護者啓発読本を配布及び薬物乱用防止標語を募集する。 ・薬物等に関する専門的知識を有する外部講師による 薬物乱用防止教室」の開催を推進する。 ・広報さくらでの啓発を継続実施する。 市における各種イベントにおいて啓発活動を実施する。</p>	<p>・養護教諭との連携について、会議に保健分野の担当者が出席し、連携しながら活動していくきっかけを作る事が必要。 学校での思春期保健についての取り組み、課題等を把握し、保健分野の現状 健康さくら21)と照らし合わせて課題を共有していく事が必要。</p>	<p>指導課 健康増進課</p>
			<p>③学校における性の教育・相談体制の充実 各学校において性教育を充実させます。同時に、スクールカウンセラー、養護教諭を中心とした相談体制の充実を図ります。 また、教育現場と保健行政それぞれが抱えている課題を共有できる体制の整備を図ります。その他、学校と家庭の連携強化にも努めます。</p>		<p>・佐倉市養護教諭研修会において性教育、教育相談に関する研修を行った。</p>	<p>・子宮頸ガン予防ワクチンの公費負担開始に伴い、健康増進課との連携に努めた。</p>	<p>・性に関する相談についても広く取り上げられることができるよう相談活動の充実を図る。</p>		<p>指導課</p>

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
<p>手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子</p>	<p>(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p>	<p>施策一 多様な体験活動と地域活動の充実</p>	<p>①芸術・文化体験の機会の拡大 質の高い音楽・演劇・美術等を鑑賞するとともに、子ども自らがそれらの芸術を楽しんで実践できる機会を設けます。その時に、既存の美術館・音楽ホールや地域における人材の有効活用を図ります。</p>	<p>【音楽ホール】 学校巡回音楽鑑賞 年3回(1回につき500人前後) 親子でクラシック 23年度 【美術館】 企画展 年2回</p>	<p>【音楽ホール】 学校巡回音楽鑑賞会 「ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉」 6月30日(水) 14時開演 白井中学校全校生徒 間野台小学校5・6年生 「虹色音楽隊」 11月30日(火) 14時開演 白井小学校5・6年生 王子台小学校5・6年生 根郷小学校5・6年生</p> <p>【美術館】 ●津田信夫展 平成22年8月7日(土)～9月23日(木・祝) ●ベルギー絵本作家展 平成23年2月5日(土)～3月27日(日) それぞれの企画展において、児童1人につき1回、児童と一緒に入場する保護者の方1名が無料となる親子券を付け、市内小中学生(ベルギー絵本作家展では、幼稚園・保育園も含む。)を対象に無料パスポートを配布した。 ●アート・プロジェクト2010 平成23年1月21日(金)～1月30日(日) カメラ・オブ・スキュラ体験を実施した。 ●学校連携プログラム 年間を通じて平成21年度に引き続き実施。小中学校と連携して、以下の事業を行った。 ①鑑賞教室 ②施設見学 ③出前授業 ④職場体験 その他、芝千秋の作品「リカ 鉛筆風景画」の教材活用や、小中学校美術担当教諭の研修会等も実施した。</p>	<p>【音楽ホール】 「ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉」 伴奏付きの楽器説明や、小・中それぞれの代表が壇上に上がりオーケストラを従えて、堂々と指揮を振る姿はとても素晴らしかった。 「虹色音楽隊」 各自で作った手作り楽器で演奏。楽器体験では代表児童が舞台上に上がり、客席の生徒と一体と成り上手に演奏ができた。</p> <p>【美術館】 ●アート・アット・サクラ パスポート利用者数 津田信夫展 632人 6ち親子券使用人数 285人 ●ベルギー絵本作家展 740人 6ち親子券使用人数 569人 アート・アット・サクラ 学校を通じて配布する無料パスポートに親子券を付けることにより、家族で気軽に展示会を鑑賞するきっかけとなった。また、ベルギー絵本作家展では、親子券付パスポートを幼稚園・保育園児まで配布したことにより、保育士と園児と一緒に来館し、読み聞かせなども行われた。 ●アート・プロジェクト2010 参加者数 297名 ●学校連携プログラム 平成22年度 参加校 生徒数 ①鑑賞教室 8 460 ②施設見学 1 40 ③出前教室 1 27 ④職場体験 1 57 合計 19校 584名 職場体験は、佐倉市内だけでなく、八千代市や四街道市などの中学校からも依頼がある。</p>	<p>【音楽ホール】 親子でクラシック 23年度 学校巡回音楽鑑賞会 【美術館】 ●平田郷陽展「平成23年7月16日(土)～8月28日(日)、南桂子展」平成23年10月22日(土)～11月27日(日) この企画展に合わせ、市内小中学生を対象に無料パスポートを配布予定。(アート・アット・サクラ) ●展覧会の関連事業として、大人も子どもも参加できるワークショップを開催予定。 ●アートプロジェクト事業 平成23年の秋～冬ごろ ワークショップを通じて、美術・美術館とまちや人とのつながりを考える企画を開催予定。 ●学校連携プログラム 《年間を通じて》平成23年度も引き続き実施。小中学校と連携して次の事業を行う。①鑑賞教室②施設見学③出前授業④職場体験、等々。</p>	<p>【美術館】 学校連携プログラムにより、鑑賞教室や見学会等が増えてきているため、美術館側の受け入れ体制に、少し無理が出てきている。 この様な状態から、学校側のさらなる支援と協力をお願いしたい。</p>	<p>文化課 音楽ホール 美術館</p>

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
<p>手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子</p>	<p>(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備</p>	<p>施策一 1 多様な体験活動と地域活動の充実</p>	<p>② スポーツ、自然体験等の活動の活発化 本市に存在する貴重な緑等を活用した各種の自然体験活動や各種スポーツ活動を充実させます。これらの活動を通して子どもの生きる力や健康の増進等も図っていきます。</p>	<p>子どもが気軽にスポーツを体験できるイベントや教室を、年間3回以上開催する。</p>	<p>青少年相談員連絡協議会と連携し、「ソフトドッジボール交流大会」を7/17に市民体育館で実施した。対象は小学4～6年生。参加 29チーム 252名) 青少年相談員連絡協議会の「たこあげ大会」については、1/16に岩名陸上競技場で開催予定であったが、降雪により中止とした。また、「綱引き大会」については、3/13に市民体育館で開催予定であったが、東日本大震災の影響を考慮し中止とした。 ・ニュースポーツまつり 参加者 256名のうち14才までが 149名。 ・スポーツフェスティバル 参加者 735名のうち10才まで 269名。 親子ボクササイズ教室 34名。 子どもが参加する団体年間2回指導者の派遣を行った。</p>	<p>・ソフトドッジボール交流大会では、ゲームを通して他校の子どもたち同市の交流が図れた。 ・スポーツを通して、家族のコミュニケーションの向上を図ることが出来た。</p>	<p>青少年育成団体と連携し、軽スポーツ活動、自然体験活動を展開し、青少年の健全育成に努める。 ・ニュースポーツまつり、スポーツフェスティバル等のイベント、トップアスリート教室等の開催。</p>		<p>公民館 児童青少年課 生涯スポーツ課</p>
			<p>③文化財を活用した歴史体験事業の充実 本市に存在する文化財や博物館等を活用して、様々な歴史体験事業の拡充を図ります。</p>	<p>甲冑試着会1回/年 見学会3回/年 特別公開4回/年</p>	<p>・甲冑試着会1回/年 5月5日実施、40人参加) ・見学会 4回/年 文化資産見学会10月10日実施、35人参加) 歴史的建造物見学会11月27日実施、14人参加) 遺跡・史跡見学会12月11日実施、43人参加) 本佐倉城跡見学会3月5日実施、222人参加) ・特別公開 (旧堀田邸・武家屋敷) 3回/年 4月29日、11月23日、2月11日実施、のべ755人参加)</p>	<p>・国重文の旧堀田邸や県指定文化財の武家屋敷などを利用して各種事業を実施した。 ・「子どもの日」などの祝日に合わせて実施することで、家族連れで来館 参加する人が多く、文化財を通じ、楽しく佐倉の歴史を体感していただくことができた。</p>	<p>・武家屋敷甲冑試着会 ・旧堀田邸夜間公開(観月の夕べ) ・旧堀田邸 武家屋敷特別公開(通常非公開部分) ・遺跡見学会 ・歴史的建造物見学会 ・市民文化資産見学会 ・土器作り体験支援(井野小、白銀小) ・出土品を利用した出前授業(井野小、白銀小) ・市内小・中学校の文化財施設の減免入館 ・小中学生の土曜日減免入館 ・視覚障害児童生徒向けに埋蔵文化財触察学習会</p>	<p>特になし</p>	<p>文化課</p>

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんな育てよう佐倉っ子	(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	施策一 1 多様な体験活動と地域活動の充実	④児童センター、公民館、図書館等での活動の活発化 子どもたちに身近な児童センター、公民館、図書館等を活用して、気軽に参加できる様々な活動を開催します。		家庭教育事業の実施 各種体験講座の実施 佐倉っ子塾の実施 子どもの居場所づくり 教育活動団体の育成支援等、子どもたちを見守り育てる事業を実施した。	【公民館】 乳幼児、2・3歳児と保護者を対象にした家庭教育講座から始まり、主に小学生を対象とする各種の体験講座、佐倉っ子塾などを実施し、子どもの体験活動の場の充実を図った。佐倉っ子塾参加人数合計：599人 また、地区子ども会等、教育活動団体の育成支援を通じ、地域住民が子どもたちを見守り育てる環境の充実を図った。  【図書館】 児童書の収蔵、貸出、おすすめブックリストの配布、幼稚園・小中学校への団体貸出などを通じて、子どもが本に接する機会の充実に努めた。また、おはなし会、おはなしキャラバン、読み聞かせ講座、科学遊び講座など、特に幼児・児童を中心に物語に触れる機会を提供した。 参加人数合計 6,431人	公民館においては、青少年を対象にした事業の実施。 図書館においては、児童書の購入、おはなし会等の実施。	情報過多の時代の中で、子どもの関心も多岐に渡っている。 また、習い事等で忙しい子どもも多いため、参加者が固定化することが懸念される。	子育て支援課 社会教育課 公民館 図書館
			⑤児童交流事業の活発化 子どもたちの国際感覚を養うため、外国との交流事業の充実を進めます。	引き続き佐倉日蘭協会の佐倉オランダ児童交流事業の支援していくことで、市内児童が他国の児童との交流を行うことを推進していく。それにより、佐倉市内児童が、異文化への興味や理解を深めていくことを図る。	・10月7日～10月16日、オランダのアンネフランク小学校から12名の児童が佐倉を訪問。 ・日本の家庭にホームステイしながら、千代田小学校や和田小学校で学校体験をし、日本の児童との交流を深めた。	佐倉とオランダの生活習慣や文化を学び合うことにより、児童の国際感覚を養うことができる。	平成23年度 オランダへ小学生12名を派遣予定		文化課
			⑥子ども会活動の活発化 子ども会活動の活発化により、地域の異なる世代の人々との交流や結びつきを強めていきます。		・子ども会中央フェスティバルを佐倉市民音楽ホールにて実施した。平成22年度は音楽文化に親しみ、豊かな情操教育を育む機会として、地域の音楽活動団体等の出演によるクリスマスコンサートを開催し、幕間にジュニアリーダーによるレクリエーションを行った。参加者234名) ・子ども会活動が活発になるように、子ども会をサポートする育成者向けの講習会(クリスマス講習会)を実施した。(クリスマス講習会 参加者38名)	・子ども会中央フェスティバルでは、市内の子ども会が一堂に会し、音楽鑑賞やレクリエーションを通じて子どもたちの地域を超えた交流を図ることができた。 ・育成者向け講習会の実施によって、日ごろの子ども会活動に役立つ学習内容を提供することができた。	・子ども会育成者講習会を実施し、子ども会活動の活発化を図る。また、子ども会中央交流フェスティバルを実施することにより、子どもたちの体験活動、異年齢交流の場をつくる。		児童青少年課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	施策一 1 多様な体験活動と地域活動の充実	⑦子どもの社会参加の促進 子どもたちのまちづくりへの参加を進めます。				未定		企画政策課
		施策一 2 世代間交流の推進	①高齢者と子どもとのふれあいの機会の創出 保育園等において、高齢者と子どもとのふれあいの機会の創出を図ります。	地域の高齢者、高齢者クラブ、市民カレッジ等の交流。 地域サービスセンターとの交流。 異年齢交流事業。	核家族化が進み、高齢者とふれあう機会が減っている子ども達にとって、遊びを通して一緒に活動したり、話しをしたりする機会は、様々な学びがあり「育ち」に好影響がある。	地域の高齢者、高齢者クラブ、市民カレッジ等との交流を積極的に図る。		子育て支援課	
			②ふれあい体験等の推進 中学生や高校生を対象とした乳幼児とのふれあい体験の実施等を進めます。	市内11中学校での保育園・幼稚園でのふれあい体験の実施します。	保育園において、中高生の職場体験やボランティア等の受入れを行った。 中学校、高校において、家庭科、総合学習の時間を中心に、子育てに関する教育の推進を図った 佐倉東高校、佐倉中学校、西志津中学校、白井南中学校、井野中学校) 市内中学校のキャリア教育の一環として、保育園・幼稚園への体験活動を実施した。	中高生と幼児の交流が図れ、中高生にとっては実際に乳幼児と関わることで、育児の大変さ・慈しむ気持ちを感じられることは、非常に有意義なことであると思われる。 早期における子育てに関する知識の獲得 小学校においてもふれあい体験を実施している。	中高生の職場体験やボランティアの受入れを積極的にする。 中学校における子育て理解講座の実施 キャリア教育のなかで、中学生や高校生を対象とした乳幼児とのふれあい体験の実施等を進める。	学校のカリキュラムとの調整が必要であり、担当教諭の関心のある学校での実施により、実施校を増やす状況。	子育て支援課 社会教育課 指導課
		施策一 3 ゆとりある教育の推進	①就学前教育の充実 集団保育の中での学習や遊び体験が十分行えるよう保育園の保育内容の充実を図ります。幼稚園では、預かり保育の実施を検討します。 また、幼保一元化を踏まえたカリキュラムを研究します。	幼保一元化の先進自治体の実施例についての資料収集を行います。	保育内容研修の実施 年齢別保育研修(3回) 公開保育(2回) 佐倉保育園と佐倉幼稚園の交流保育実施 園内研修の実施 幼稚園の教育課程の研究を行っている。	集団保育の中で遊びを通して、幼児教育の実践を行った。 市内幼稚園に訪問指導を実施した。	研修参加等により、保育内容の充実を図る。 幼保一元化のカリキュラムを研究する。		子育て支援課 指導課
			②保育園・幼稚園と小学校の連携 保育園・幼稚園と小学校との交流を図り、連携を強化します。	保育園・幼稚園と小学校との交流を図ります。	保育所児童保育要録実施(小学校へ配布) 佐倉保育園と佐倉幼稚園の交流 保育園・幼稚園が近隣の小学校に参観にいたり、小学生が保育園・幼稚園に職場体験にいたり交流活動を行っている。	保育園から小学校への円滑な移行を図るため、保育所児童保育要録を作成し配布した。 遊びを通して同じ地区に住んでいる子ども同士の交流、職員相互の情報提供が行われた。 保育園・幼稚園と小学校との交流が図れた。	円滑な小学校への移行を図るため、保育所児童保育要録」を作成する。 保育園・幼稚園と小学校との交流をすすめる。		子育て支援課 指導課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	施策一 3 ゆとりある教育の推進	③障害児教育の充実 障害のある子どものための教育機会をさらに充実させます。	特別支援教育支援員40名に増員し学校に配置をめざします。	・31名の特別支援教育支援員の確保ができた。	・障害のある子どものための支援の充実が図れた。	一人一人の教育的ニーズに合わせた教育を推進するため、特別支援教育支援員の増員を目指す。		指導課
			④外部人材の活用 地域に開かれた学校を目指し、各分野の経験やノウハウを持った方を講師として招くなど外部人材の活用を図ります。	社会人活用事業を実施します。	・市内小中学校で、のべ674名社会人の活用を図った事業を行った。	・社会人の専門的な知識や技能を活用することができた。	・地域に開かれた学校を目指し、各分野の経験やノウハウを持った方を講師として招くなど、外部人材の活用を図る。		指導課
			⑤相談・指導体制の充実 施設と地域が子どもの成長を見守っていきけるよう、保育園、幼稚園、学校、家庭、地域の連携を強化するとともに、不登校やいじめ等のさまざまな問題に対応するため、相談・指導体制の充実、情報提供等を図ります。	ヤングプラザ、適応指導教室、教育センターにおいて電話での相談を受け付けます。	平成22年度相談件数 公立保育園 相談数延 249件 子育て支援センター 相談数延 3242件 教育委員会適応指導教室と 畑の学校」を主催する佐倉市青少年育成市民会議と連携し、不登校児童生徒に農業体験の機会を提供した。年1回実施7/6参加者2名) ・ヤングプラザと連携し、困難をかかえる15歳以上の青少年とその家族を対象に「若年自立支援相談事業」を実施した。月1回実施 相談者 若者10名親等6名) ・学校教育相談員がヤングプラザ、適応指導教室、教育センターで学校教育相談を行った。	・保育園・子育て支援センターとも、立ち寄った際の相談が多い。相談内容は栄養に関する相談が多く、その他就園や身体、情緒面に関する相談も多い。 ・保護者の身近な相談者として気軽に相談が出来る場として定着している。 ・農業体験を通じて、困難を抱える子どもと地域の青少年育成団体の交流を図ることができた。 ・自立の問題等で悩んでいる親子に相談機会を提供し、面談を通して自立に向けての方向性を模索する機会を提供することができた。 ・不登校やいじめ等のさまざまな相談に対応し、生徒指導上の課題解決、未然防止に努めることができた。	・子どもの成長を見守っていきけるよう、不登校やいじめ等のさまざまな問題に対応するため、相談・指導体制の充実、情報提供等を図る。 ヤングプラザにおいて若者に向けた自立支援に係る相談業務を実施。	医療・福祉をはじめとするさまざまな分野との連携の強化が求められる。	子育て支援課 児童青少年課 指導課
		⑥施設・設備の整備 安全でゆとりある教育が実施できるように、ユニバーサルデザインに配慮し、保育園、幼稚園、学校等の施設の整備・充実を図ります。		・佐倉保育園、馬渡保育園の建替え事業において、設計について配慮した。 ・ステージへのスロープ設置 ・多目的トイレの設置 ・手すりの設置	・体育館の耐震化に伴う全面改築であるため、既存建物を補強する場合と比較して、千葉県福祉のまちづくり条例に、より準拠した施工内容とすることができる。 ・スロープの設置およびトイレの改修により、障害者・高齢者等における施設の利便性が向上する。これにより地域住民に対する学校開放等の成果向上が期待できる。	白井小学校及び志津中学校体育館改築事業に伴い、バリアフリーに配慮した施設に整備を行う。 ・ステージへのスロープ設置 ・多目的トイレの設置 ・手すりの設置		子育て支援課 教育総務課	
		施策一 4 中高生が子育ての意義や大切さを理解する機会の拡充	①中学生等と子どもとのふれあいの機会の創出 中学生や高校生を対象とした乳幼児とのふれあい体験の実施等を進めます。	福祉教育等で小学生・中学生と幼児との交流を図ります。	・保育園において、中高生の職場体験やボランティア等の受入れを行った。 ・中学校、高校において、家庭科、総合学習の時間を中心に、子育てに関する教育の推進を図った 佐倉東高校、佐倉中学校、西志津中学校、白井南中学校、井野中学校) ・キャリア教育、福祉教育等で小学生・中学生と幼児との交流活動を行った。	・中高生と幼児の交流が図れ、中高生にとっては実際に乳幼児と関わることで、育児の大変さ・慈しむ気持ちを感じられることは、非常に有意義なことであると思われる。 ・早期における子育てに関する知識の獲得 ・小学生・中学生と幼児との交流が図れた。	・中高生の職場体験やボランティアの受入れを積極的にする。 ・中学校における子育て理解講座の実施 ・キャリア教育、福祉教育等で小学生・中学生と幼児との交流を図る。	学校のカリキュラムとの調整が必要であり、担当教諭の関心のある学校での実施により、実施校を増やす状況。	子育て支援課 社会教育課 指導課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんな育てよう佐倉っ子	(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	施策－4 中高生が子育ての意義や大切さを理解する機会の拡充	②子育てに関する教育の推進 各学校が必要に応じて、保健所、健康増進課等の協力を得て、子育てに関する教育の推進を図ります。	子育てに関する学習活動についての研究をします。	保健所、健康増進課と連携し、啓発資料を基に健康に関する教育を行った。	啓発資料は家庭でも活用できる。	子育てに関する学習資料を収集する。		指導課
		施策－5 家庭教育力の向上	①家庭教育力の向上 子どもの発達段階に応じ、家庭教育の意義と役割を保護者自身が学習する機会を設けるとともに、家庭教育手帳のデータを提供します。また、民間の人材や社会資源を活用した家庭教育事業を進めます。		家庭教育学級 → 36学級開設 家庭教育手帳については、冊子提供が無くなったため、小中学校にデータ提供を行った。 家庭教育講演会の実施	保護者自らが学習する場としての、家庭教育学級を開設した。また、家庭教育に関する情報提供、社会資源を活用した家庭教育講座の実施を通じて、家庭の教育力の向上を図った。	家庭教育学級委託事業の継続 公民館における家庭教育事業の実施	悉皆型の学習機会設定 就学时健康診断の機会利用、家庭教育学級等)をしているものの、家庭教育に関する支援の必要な層は、総じて参加意向が低いため、必要な層に支援の手が届かないという矛盾が生じている。	社会教育課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
<p>手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子</p>	<p>(4) 子育てを支援する生活環境の整備</p>	<p>施策一 1 子どもと外出しやすい環境の整備</p>	<p>①道路の安全性と快適性の向上 都市計画道路、既存幹線道路、通学路の歩道整備を進めるとともに、交通安全施設の設置を進め、利便性・安全性等、道路交通環境の向上を図ります。</p>		<p>・信号機、横断歩道、各種交通規制の要望を、佐倉警察署を通じて千葉県公安委員会へ提出した。(67件) ・道路改良 L=1,625m 6ち歩道整備 L=1,433m) ・その他 L=330m ・カーブミラー 27基(1,206基) ・街路灯 7基(3,140基) ・ガードレール 58基(45,959m)</p>	<p>・千葉県公安委員会による設置状況 信号機設置 2件 横断歩道 2件 駐車禁止 1件 一時停止規制 3件 一方通行規制 1件 歩行者用路側帯 1件 自転車横断帯規制 8件 ・市道において道路改良、歩道整備工事を実施することにより、通行の安全性、特に通勤・通学における歩行者の安全性が向上した。</p>	<p>・地域等から要望があった信号機や横断歩道の設置、交通規制等について、市から警察署を通じて千葉県公安委員会に要望する。 ・都市計画道路、既存幹線道路、通学路の歩道整備を進める。 ・道路改良 (歩道整備含む)</p>	<p>市の財政状況悪化により、予算確保が難しく、計画どおりに整備が進まない。</p>	<p>交通防災課 道路建設課 道路管理課</p>
		<p>施策一 2 子どもが安心して遊べる環境の整備</p>	<p>②利用しやすい公共施設等の整備 公共施設、公共交通機関におけるエレベーター、授乳室、ベビーコーナー等の設置により、子育て世帯が安心して社会参加できるまちづくりを進めます。その他、施設整備にあっては、ユニバーサルデザインに配慮し、子どもに目が行き届く配置等の工夫をします。</p>		<p>・京成白井駅に改札から上下線ホームまでの、エレベーター設置に係る費用の一部補助を行った。 ■志津中学校体育館 平成22年6月竣工) ・1階男女便所にベビーチェアを設置(各1個所) ・1階多目的便所にベビーシートを設置</p>	<p>・京成白井駅のバリアフリー化が図れた。 ・乳幼児同伴(子連れ)利用者の便に供することができた。</p>	<p>■白井小学校体育館 平成23年6月竣工予定)【22-23継続】 ・1階男女便所にベビーチェアを設置(各1個所) ・1階多目的便所にベビーシートを設置 ■馬渡保育園 平成23年10月竣工予定)【22-23継続】 ・1階多目的便所にベビーシート・ベビーチェアを設置 ■佐倉保育園 平成23年7月竣工予定)【22-23継続】 ・1階多目的便所にベビーシート・ベビーチェアを設置</p>	<p>既存施設の改修整備が進まない。</p>	<p>企画政策課 社会福祉課 資産管理経営室</p>
		<p>施策二 子どもが安心して遊べる環境の整備</p>	<p>①公園・広場・緑地・学童農園の整備等 子どもたちが、近所で気軽に外遊び等ができるように、身近な公園、広場、緑地の整備・再整備を進めます。また、学童農園佐倉草ぶえの丘についても、子どもの健全育成を図るためさらなる充実に努めます。</p>	<p>健康遊具については、年に1~2公園の整備</p>	<p>・大崎台公園にストレッチ・背伸ばしベンチ等3機を設置した。 【佐倉草ぶえの丘園内整備】 1)休憩施設整備工事 2)園内整備工事 【健全育成を図るための実績報告】 ・五月祭、秋まつり、ローズフェスティバル ・各種収穫体験(じゃがいも、落花生、さつまいも)</p>	<p>・健康遊具を設置することで、子どもから高齢者にいたる幅広い方々が利用している。 【健全育成を図るための実績報告】 ・五月祭 8,215人(5/3-5) ・ローズフェスティバル2,556人(5/29-30) ・秋まつり 94,820人(11/6-7) 【その他】 カフェローズテラスオープン</p>	<p>・子どもから高齢者の健康づくりに配慮し、安全かつ快適に利用できる、健康遊具の設置を計画的に整備していく。 【健全育成を図るために実施】 ・五月祭 ・秋祭り ・節分祭</p>		<p>都市計画課 公園緑地課 農政課</p>

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	④ 子育てを支援する生活環境の整備	施策一 2 子どもが安心して遊べる環境の整備	②公園・緑地の維持管理体制の充実 安全で快適に利用できるよう公園・緑地の維持管理体制の充実を図ります。街区公園は、より多くの住民参加による維持管理体制の啓発とその定着を図ります。	街区公園 254公園 清掃協力 39団体・85公園	市内を5地区に区分し、管理業務委託等により、公園の適正管理に努めた。 ・84公園(38団体)は、市民の協力により、清掃や草刈等が実施された。	公園管理の適正区分により、剪定作業、害虫駆除等で迅速な対応ができた。また、地震などの緊急時におけるパトロールや状況報告、安全確保の緊急対応もしっかりとできた。 ・市民参加による清掃協力は地域に定着しており、公園利用のマナーの向上や、管理経費の削減が図られている。	公園管理委託 公園清掃謝礼	清掃協力団体が増加するように、市民への啓発運動を推進していく必要がある。	公園緑地課
			③学校施設を使った遊び場の拡充 体育館や校庭等、学校施設の開放を進めるとともに、余裕教室の活用を図ります。		指導課関係としては、モデルケースとして白銀小学校の学校運営委員会、学校開放部会で話し合い学校の開放を行っている。 ・ミーティングルーム・地域学習室等の開放を行った。	学校運営委員会、学校開放部会の話し合いのもと円滑に活用されている。 開放実績校 11校 定期利用団体 42団体 全使用回数 1,221回 延べ利用者数 15,772名	小中学校における学校施設開放の実施	学習、その他の活動としての教室利用については、あまり増加が図れておらず、また、セキュリティ面の対応も検討課題である。	指導課 社会教育課
			④遊びの指導者の発掘・育成 子どもたちが、安全に外遊びができるように支援する遊びの指導者等の発掘・育成を進めます。		遊びのボランティアの育成について、検討を進めた。		引き続き遊びのボランティアの育成について、検討を進める。		子育て支援課
			⑤自然環境の保全 本市の豊かな自然環境を体験して、子どもたちが成長していけるように、必要な自然環境の維持保全を図ります。	現在管理している市内保全管理地 5か所以上	自然保全管理地内を、市民協働で管理を行った。また、市内小学生を対象に、自然体験学習を開催した。	市民協働での維持管理が軌道に乗ってきた。また、里山の生き物や、水辺の生き物等との、ふれあいの機会が設けられた。平成22年度末現在、保全管理地 7か所)	維持、保全管理している保護地(ジオトープ)を増やす。 現在保全管理している5か所以上。	管理地が広域なため、一部分での管理のみ、市民協働で行っている。今後、管理部分を増やす手法が課題。	環境保全課
			⑥子育て総合情報冊子の作成 各種の子育て支援サービス、保健・医療、子どもの遊び場等の情報が利用者に十分周知されるよう、子育て総合情報冊子を作成します。また、ホームページにも情報を掲載します。		子育て情報誌「きくらっ子・子育てナビ」を、更に活用しやすい子育て総合情報冊子として内容の充実を図った。また、市HPでも情報を掲載した。	子育て情報誌により、様々な子育てに関する情報提供ができ、子育ての支援につながった。	子育て情報誌「きくらっ子・子育てナビ」を、活用しやすい子育て総合情報冊子として内容の充実を図る。		子育て支援課
		施策一 3 ゆとりある住環境の整備	①市営住宅の整備 子どもの成長過程にふさわしい市営住宅と遊び場等の住環境の整備を推進します。					建築指導課	

次世代育成支援施策

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進	施策一 1 家庭や職場等での男女平等参画意識の醸成	①家庭、地域、職場等での男女平等参画意識の醸成 家庭、地域、職場等において、男女平等参画意識の浸透が図れるよう努めます。講座、講演会等の開催やリーフレットの作成、また、男女平等参画推進センターにおいて、情報や学習機会の提供に努めます。		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年6月にワーク・ライフ・バランスに関する講演会 講談で語る ワーク・ライフ・バランス」を実施。</li> <li>平成23年2月に子育て中の父親が参加する 育メン講座」を実施。</li> <li>月ごとに内容を更新する館内のテーマ掲示において、9月には「ワーク・ライフ・バランスと少子化」、3月には「イクメンと男女平等参画」について取り上げた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い世代の方に対し、講演会を実施することで、ワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成を図った。</li> <li>育メン講座」を実施することで、父親が育児、家事について考えるきっかけになり、男女でともに育児、家事を担っていくことの大切さを学んだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等参画推進センターにおいて、掲示板を利用し情報提供（年間通して随時）</li> <li>育メン講座」の開催により、男女で共に育児を担っていくことの大切さについて学ぶ機会を提供する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの人に講演会や講座に参加していただくために、開催日や内容に工夫が必要である。</li> <li>参加した方々がその後、コミュニティを形成できるような支援が必要である。</li> </ul>	自治人権推進課 子育て支援課
			②マタニティクラスにおける父親の意識啓発 マタニティクラスにおいて、父親の育児への積極的な参加など、夫婦共同による、子育ての意識普及に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児に参加する父親の増加（87%以上）</li> <li>夫の育児協力が満足している人の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マタニティクラスにおける夫の参加133人（ママ参加に対して86.9%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パパが参加しやすいように週末開催日を設けたことで、パパの参加が高い状態がキープできている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マタニティクラスに参加する父親に、妊娠婦の体の変化や、育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦共同の必要性の認識を促す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労中のママが増えてきているため、週末開催日を設け、利用しやすい体制を整える必要あり。</li> </ul>	健康増進課 「健康さくら21」
		施策一 2 仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実	①仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実 市内の企業・事業者に、子育て支援体制充実の必要性について啓発を図ります。また、育児休業制度等の周知やパートタイム労働者等への関係法規等の学習会を開催します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女平等参画推進センターの館内掲示において、新聞等の記事で育児休業制度等を扱ったものを切り抜いて、ニュースクリップとして掲示した。</li> <li>関係機関から配布依頼があったパンフレット等については、男女平等参画推進センターで配布している。</li> <li>市ホームページへの掲示及びパンフレットの設置により、育児・介護休業法の周知を行った。また、パートタイム労働法に関するパンフレットの設置により啓発を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページへの掲載や男女平等参画推進センターを利用した館内掲示、パンフレット等の配布を通して、啓発を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐倉市HPにおいて、改正育児・介護休業法についての啓発（H22.6月～）</li> <li>パンフレットの窓口配布及び案内、広報紙等での周知については引き続き実施する。</li> </ul>		自治人権推進課 子育て支援課 産業振興課
			②再就職の支援 出産・育児等によりいったん仕事を辞めた女性の再就職を支援するため、地域職業相談室等を活用し、女性の再就職を支援します。		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域職業相談室において、求人情報の提供を行った。</li> <li>県及びちば仕事プラザ、ジョブカフェちばとの共催による子育て女性向け再就職支援セミナーを開催した。</li> <li>セミナー時託児室を設置した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セミナー参加者 11名</li> <li>託児利用数 8名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き「地域職業相談室」において、求人情報の提供、職業相談、職業紹介等を行い、就職の支援を行う。</li> <li>県やハローワーク成田が実施する「再就職支援セミナー」等の開催を側面から支援する。</li> </ul>		産業振興課

次世代育成支援施策

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
<p>手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子</p>	<p>(6) 子ども等の安全の確保</p>	<p>施策一 1 犯罪防止策の推進</p>	<p>①地域での見守り体制の構築 地域の人々が、登下校中や遊んでいる子どもの安全に注意を払えるよう、啓発等を図っていきます。</p>	<p>交通安全移動教室の実施(市内全小学校23校)</p>	<p>・自治会等や自主防犯活動団体に対し、防犯資器材(腕章・マスク・誘導灯・拍子木)の貸出しを実施。22年度貸出し件数20。 ・市内の防犯指導員を対象に、5月30日に防犯研修会を実施。参加者233名。 ・京成佐倉駅・臼井駅において、12月に防犯キャンペーンを実施。 ・市広報番組を使った防犯啓発を実施。 ・交通安全移動教室を市内小学校23校、中学校4校で実施した。 ・アイアイプロジェクトに基づく、登下校時の児童生徒の見守り活動を推進・啓発した。</p>	<p>・防犯資器材の貸出しなど、地域における自主的な防犯活動を支援することにより、犯罪の抑止が図られている。 ・防犯研修会を実施することにより、警察などの専門的なアドバイス等を聞く機会を提供でき、指導員の防犯知識の向上が図られている。 ・防犯キャンペーンや広報媒体を使った啓発により、多くの市民の防犯意識の高揚が図られている。 ・児童生徒が、登下校における歩行の仕方、自転車の乗り方を学ぶことができた。 ・地域・保護者等9,000名を超えるボランティアの協力があり、市内全域に浸透した。</p>	<p>・引き続き防犯研修会を実施し、地域における防犯活動を推進する。また、防犯キャンペーン等により、防犯意識の高揚を図る。さらに、佐倉警察署等、関係機関と連携しながら、防犯活動団体との意見交換・情報共有を図る。 ・登下校における歩行の仕方、自転車の乗り方の啓発を行う。 ・登下校時の児童生徒の見守り活動は、アイアイプロジェクトとして今後も推進・啓発を図る。</p>		<p>自治人権推進課 指導課 学務課</p>
			<p>②犯罪への対処方法の教育 犯罪等に対する基本的な対処方法を子どもに伝え、犯罪に対する知識及び意識の向上を図ります。</p>	<p>・インターネットや携帯電話の望ましい使用方法の啓発を図る。 ・薬物乱用防止教室の実施(年1回)</p>	<p>・市内小中学校でインターネットや携帯電話の望ましい使用方法の啓発を行った。 ・市内小中学校で薬物乱用防止教室を行った。</p>	<p>・犯罪等に巻き込まれないようにする方法を子どもに伝え、犯罪に対する知識及び意識の向上を図れた。</p>	<p>・犯罪等に巻き込まれないようにする方法を子どもに伝え、犯罪に対する知識及び意識の向上を図る。</p>		<p>指導課</p>
		<p>施策一 2 いじめ対策の充実</p>	<p>①関係者の連携の強化 地域全体で協力して子どもの成長を見守っていきけるよう、学校・家庭・地域との連携を強めるとともに、いじめや不登校等の問題に対応するため、相談・指導体制を整備・充実します。</p>	<p>・市内全小中学校 生徒指導担当者会議(年1回以上) ・地区連絡会議等の開催(年1回以上)</p>	<p>・市内全小中学校 生徒指導担当者会議」を年3回開催した。</p>	<p>・地域全体で協力して子どもの成長を見守っていきけるよう、学校・家庭・地域との連携を強めるとともに、いじめや不登校等の問題に対応するため、相談・指導体制を整備・充実することができた。</p>	<p>・学校の職員、地域全体で協力して子どもの成長を見守っていきけるよう、各学校間・家庭・地域との連携を強め、相談・指導体制の整備・充実を目指す。</p>		<p>指導課</p>
			<p>②学校教育相談員等による相談の実施 学校教育相談員等による来所相談や電話相談への対応を実施します。</p>	<p>相談体制の工夫・充実を図る。</p>	<p>・学校教育相談員10名、心の教育相談員4名、県教育委員会から派遣されているスクールカウンセラー11名での来所相談、電話相談を行った。</p>	<p>・相談体制の工夫・充実を図ることができた。</p>	<p>・相談の広報活動を積極的に行い、広く活用を図る。</p>		<p>指導課</p>
		<p>施策一 3 交通安全教育の推進</p>	<p>①交通安全教育の実施 子どもが道路等でできるだけ交通安全に注意を払って行動できるように、警察等の協力のもと保育園幼稚園、小・中学校、幼稚園で交通安全教育を実施します。</p>	<p>交通安全移動教室の実施(幼稚園・小学校・中学校)</p>	<p>・交通安全移動教室の実施 幼稚園 3回 小学校 23回 中学校 5回 散歩・遠足の折に年齢に合わせた交通安全指導の実施。 ・交通安全移動教室を市内小学校23校、中学校4校で実施した。</p>	<p>・児童に対して、道路の安全な渡り方と正しい自転車の乗り方の指導を行い、交通安全意識の向上が見られた。 ・様々な機会・場面を通し年齢に応じた交通安全指導をすることで、危険・安全の意識がつき行動できるようになってきている。 ・児童生徒が、登下校における歩行の仕方、自転車の乗り方を学ぶことができた。</p>	<p>・保育の場において、年齢に応じた交通安全指導を行う。 ・登下校における歩行の仕方、自転車の乗り方の啓発を行う。</p>		<p>交通防災課 子育て支援課 指導課</p>

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
<p>手をつなぎ、みんなであそぶよう育てよう 佐倉っ子</p>	<p>(6) 子ども等の安全の確保</p>	<p>施策一3 交通安全教育の推進</p>	<p>②親に対する啓発・情報提供 子どもを交通事故から守るための情報提供や啓発を様々な機会を通じて実施します。また、チャイルドシート着用等乳幼児の安全のための情報も提供していきます。</p>		<p>街路啓発活動 毎月1回          広報誌掲載 年4回          チャイルドシート購入助成金 219件          生徒指導便り、学校便り等を通して、保護者に子どもを交通事故から守るため協力を依頼した。</p>	<p>毎月実施した街路啓発活動や、年4回の交通安全運動期間中に実施した各種啓発など、継続的に活動したことにより、交通安全を意識する市民の増加に効果的であった。          子どもを交通事故から守るための情報提供や啓発ができた。</p>	<p>街頭啓発活動、広報誌による情報提供、チャイルドシート購入助成を実施する。          生徒指導便り、学校便り等を通して、保護者に子どもを交通事故から守るため協力を依頼する。</p>		<p>交通防災課 指導課</p>

次世代育成支援施策

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
<p>手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子</p>	<p>(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p>	<p>施策一1 児童虐待の防止</p>	<p>①児童虐待防止対策の充実 関係機関によるネットワークの活動を強化し、児童虐待の予防・発見・フォローアップ体制づくりを行います。</p>	<p>母子保健事業(乳児期)の未利用者の把握</p>	<p>・佐倉市児童虐待防止ネットワークにより、実務者会議やケース検討会議を開催した。 ・実務者会議 121回 ・緊急受理会議 112回 ・内部ケース検討会 246回 ・個別ケース検討会議 20回 ・平成22年10月から、毎月生後6か月、2歳児を対象に母子保健サービス未利用者を抽出し、児童青少年課・子育て支援課に情報を提供。協働して状況の把握に努めた。 ・佐倉市児童虐待防止ネットワークにより、関係機関との連携を図り、要保護児童に関する情報の交換や協力した支援に努めるため、代表者会議、実務者会議、ケース検討会議に参加した。</p>	<p>・民生委員児童委員、主任児童委員、保育園、学童保育所、幼稚園、学校、母子保健担当課と年2回の実務者会議、必要に応じて実施するケース会議を通して、虐待の早期発見、早期対応の体制づくりを図ることが出来た。 ・保健サービス未利用者の情報共有については、児童青少年課でコメントをお願いします。 ・きめ細かい児童・生徒の実態把握ができた。</p>	<p>・佐倉市児童虐待防止ネットワークにより、関係機関との連携を図り、要保護児童に関する情報の交換や協力した支援に努めるため、代表者会議、実務者会議、ケース検討会議を開催する。 ・乳児期における母子保健事業未利用者について、関係課との連携のもと、虐待の可能性の有無について早期把握を行う。</p>	<p>転入ケースは、連絡先などの情報が乏しく、状況把握が困難な場合が多い。</p>	<p>自治人権推進課 児童青少年課 健康増進課 「健康さくら21」 指導課</p>
			<p>②養育支援の充実 乳児家庭全戸訪問事業等の実施により、養育支援が必要であると判断した家庭に対し、専門的知識や経験を有する者が訪問し、養育に関する相談及び指導を行い、養育支援の充実に努めます。</p>	<p>養育支援訪問対象家庭への訪問</p>	<p>・こんにちは赤ちゃん訪問等で把握した養育支援が必要な家庭に訪問し、相談支援を行った。 ・要支援家庭：97家庭 ・延べ訪問回数：427回 ・状況に応じて、保健師、保育士、社会福祉士が協働して、支援に努めた。</p>	<p>・健康増進課、子育て支援課との連携により、母子保健事業未利用の虐待ハイリスクの家庭を早期に把握し、訪問支援することによって虐待の早期発見・早期対応につながった。</p>	<p>・健康管理部門で実施している「生後4か月までの乳児全戸家庭訪問事業」(こんにちは赤ちゃん訪問事業)等の実施により、養育支援が必要な家庭に対し、保健師、保育士等が訪問し、養育に関する相談、指導、支援を実施。 ・児童青少年課との連携のもとに、支援を要する家庭への訪問を実施します。また、支援を要すると判断した全ての事案に対して担当者会議を開催し、複数の視点で検討することにより、支援の標準化を図る。</p>	<p>・包括的な支援計画を立案し、目標の共有化を図るとともに、援助者それぞれの役割を明確にする必要がある。</p>	<p>児童青少年課 健康増進課 「健康さくら21」</p>
			<p>③市民への啓発 こうほう佐倉、市ホームページ、CATV、ポスター等に加え、講演会等を開催し、虐待防止についての啓発や相談先・連絡先の周知に努めます。</p>		<p>・家庭児童相談や、児童虐待の通告先をホームページや広報に掲載した。 ・虐待防止ポスター、リーフレットを医療機関、学校、市役所出先機関、学校に配布しPRした。 ・11月の虐待防止強化月間に合わせて虐待防止のリーフレットを作成し周知を図った。</p>	<p>・家庭児童相談室の周知を図ったことで、子育てに不安を抱えた母親からの相談に早期に対応することにより、問題が深刻化する前に支援することができた。</p>	<p>・こうほう佐倉、市ホームページ等で児童虐待の通告先、相談先を周知する。 ・児童虐待防止推進月間(11月)等において、児童虐待防止についての理解がさらに深められる啓発する。</p>		<p>自治人権推進課 児童青少年課</p>
			<p>④民生委員・児童委員等への研修の充実 民生委員、児童委員、主任児童委員に虐待予防やその早期発見を踏まえた研修を設け、さらなる知識の修得を図ります。</p>		<p>・児童青少年課と連携し、民生委員・児童委員及び主任児童委員によるケース検討会議・研修会に参加。また、千葉県や千葉県民児協主催研修講座へ参加。平成22年度は、特に、児童青少年課主催の児童虐待防止等に関する研修会を実施した。 ・民生委員児童委員、主任児童委員を対象に研修会を実施した。 テーマ：児童虐待と現代の子ども 参加人数：106名</p>	<p>・児童青少年課と連携し、児童虐待防止等に関する研修会への参加。また、千葉県や千葉県民児協主催の研修会等への参加により、ケース検討を通して対象者の自立支援が図られた。 ・児童虐待の現状と、現代の子どもが置かれている環境について知り、民生委員、児童委員、主任児童委員の役割を学ぶことが出来た。</p>	<p>・児童青少年課と連携して、民生委員・児童委員及び主任児童委員によるケース検討会議・研修会及び千葉県や千葉県民児協主催研修会等に参加して知識の習得を図る。 ・児童虐待の防止には、関係機関との切れ目ないネットワークを形成していくことが重要であり、児童虐待防止研修を引き続き実施し、知識の習得やネットワークによる連携の必要性と意識の高揚を図る。</p>	<p>民生委員・児童委員においては、児童虐待等の早期発見に努めているが限界がある。</p>	<p>社会福祉課 児童青少年課</p>

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	施策一1 児童虐待の防止	⑤家庭児童相談室の体制強化 児童青少年課内の家庭児童相談室の充実を図り相談体制を強化します。		家庭児童相談件数 :469件 相談延べ件数 :13,314件 家庭訪問件数 :97家庭 427回	・班内でのケース検討に加え、困難ケースについては年3回スーパービジョンを実施し、相談体制の強化が図れた。	・増加する相談件数や複雑多様化する相談に対応するため、引き続き専門の保健師、保育士等を配置し、相談体制の充実を図る。		児童青少年課
		施策一2 ひとり親家庭への支援	①ひとり親家庭自立支援員の設置 ひとり親家庭の抱えている育児や生活に関する悩み事の相談窓口を充実させ、自立に必要な情報を提供します。		・ひとり親家庭を支援する制度を広報・ホームページ・パンフレット・市役所及び出張所の窓口で情報提供した。 ・ひとり親家庭の自立支援に関する相談を電話や窓口で受けた。 自立支援相談件数 :322件	・父子家庭にも、ひとり親自立支援相談の周知が図れ、父子家庭の相談件数が増加した。	・引き続き、ひとり親家庭自立支援員を設置し、ひとり親家庭が抱えている育児や生活に関する悩み事の相談に応じるとともに自立に必要な情報を提供する。		児童青少年課
			②ひとり親家庭等日常生活支援事業 ひとり親家庭の方が、自立促進に必要な活動をする場合などにおいて、一時的に家庭生活支援員を配置し、人的支援をします。		・児童扶養手当現況調査のうちに、ひとり親家庭日常生活支援事業のパンフレットを同封した。 登録人数 :12人 利用時間 :24時間	・ひとり親家庭の病気や就職活動への支援として周知が少しずつ図れるようになった。	・ひとり親家庭に対する支援策として、ひとり親家庭の方が病気、就職活動等のために一時的に支援を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣する「ひとり親家庭日常生活支援事業」を実施する。		児童青少年課
			③自立支援教育訓練給付金事業 母子家庭の母の職業能力を高めていく取組を経済的に支援します。		・自立支援教育訓練給付金支給者数 :2人	・広報、チラシで制度について周知を図ることができた。	・母子家庭の母の生活の安定と自立支援の充実を図るため、雇用保険の教育訓練給付金の受給資格を有していない人が指定教育講座を修了した場合、要綱の基準により自立支援教育訓練給付金を支給する。		児童青少年課
			④ひとり親家庭等医療費等助成事業・児童扶養手当支給事業 ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ります。		・18歳の児童をもつひとり親家庭等に対し、医療費の助成、児童扶養手当の支給を行った。 ・児童扶養手当は、平成22年8月から父子家庭にも対象を拡大して支給した。	・ひとり親家庭等に対して、児童扶養手当の支給、医療費の助成をすることにより、ひとり親家庭等の経済的負担を軽減し、生活の安定と自立が図られた。	・18歳の児童を持つ母子家庭の母・父子家庭の父・その児童(18歳までの年度末までの父母のいない児童を含む)が保険医療給付を受けた場合、自己負担額の一部を助成する。 ・ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを苦的に児童扶養手当を支給する。児童扶養手当の対象外となっていた父子家庭の父にも支給(平成22年8月1日から)		児童青少年課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子	(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	施策一 2 ひとり親家庭への支援	⑤民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の活性化 民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の活性化により、ひとり親家庭へのよりの確な支援を実施していきます。		・ひとり親家庭に対し民生委員児童委員の活動について窓口等で知らせ、身近な相談相手として情報提供した。	・地域の身近な相談相手として民生委員・児童委員及び主任児童委員の関わりをすすめることが出来た。	・民生委員・児童委員及び主任児童委員の力を借り、ひとり親家庭の支援に必要な情報を提供する。		児童青少年課
			⑥交流の場の拡充 ひとり親家庭の交流の場を拡充し、精神的な支援を充実させます。		・佐倉市母子寡婦福祉会により、下記事業を実施した。 ・親子料理教室：21名 ・研修旅行：39名 ・お楽しみ会：29名 ・新年会：42名	・母子及び寡婦家庭の生活が向上し、福祉の増進が図られた。	・ひとり親家庭の交流の場や共通課題の情報を提供する佐倉市母子寡婦福祉会の活動を通じ、ひとり親家庭の交流の場を拡充する。		児童青少年課
			⑦入学就職祝金の支給 入学就職祝金を継続し、ひとり親家庭を応援するメッセージとします。		・ひとり親家庭等の児童が小学校、中学校、高校に入学または中学校を卒業して就職するときに、児童一人につき1万円を支給した。 ・平成22年度から父子家庭にも対象を拡げ、事業の名称も母子家庭児童入学及び就職祝い金支給から、ひとり親家庭等児童入学及び就職祝い金支給事業に変更した。 平成22年度支給対象児童数：343人	・祝金を支給することにより、ひとり親家庭等の児童の勉学及び勤労の意欲が図られた。	・母子家庭・父子家庭の児童が、小学校、中学校及び高等学校に入学するとき、または中学校を卒業して就職するときに、一定額の祝金を支給する。		児童青少年課
		施策一 3 障害児への支援の充実	①相談・指導・支援の充実 身体障害者・知的障害者等、障害のある子どもの早期発見と相談・指導・訓練体制の充実を関係機関の連携により図ります。	母子保健事業による要支援者全員把握	・市内3か所の社会福祉法人に相談支援事業委託を行った。 ・保育園入園児童の発達を把握し、支援が必要な児童については、他機関と連携し支援した。 ・保護者との連携、相談の充実を図った。 ・健康増進課とれんげいして、ことばの相談室を通じた支援を行った。 ・乳児相談・幼児健診等の母子事業において、要支援とされた児に対して、言葉と発達の相談室では 集283名 延1,360名)。 ・すすく発達相談 集37名 延55名)では、保育園・幼稚園の巡回相談では 集55名)について支援に当たっている。なお、平成22年度さくらんぼ園に紹介したケースは21名であった。	・51名の児童が相談支援事業を利用した。 ・保護者と相談しながら、他機関との連携を取ることで、より良い保育支援をすることができている。 ・保育園・幼稚園の巡回相談では、今まで直接連携が取れていなかった機関とも連携を図ることができた。	・保育園入園児童の発達を把握し、支援が必要な児童については、保護者と相談のうえ関係機関との連携をとる。 ・新生児訪問、赤ちゃん訪問、乳児相談、1歳6カ月児健康診査、3歳児健康診査、ことばと発達の相談室、親子教室、すすく発達相談、保育園・幼稚園巡回相談を実施し、障害の早期発見と、適切な相談指導を行うことで、二次的・三次的問題を予防し、対象児の成長を支援するような配慮の方法を検討する。 ・市内3か所の社会福祉法人に相談支援事業の委託を行い、相談体制の充実を図る。	・母子保健事業において要支援とされた場合でも、専門機関の利用や、継続支援が行えない場合もあり、引き続き効果的な早期支援を実施することが必要と考える。	障害福祉課 子育て支援課 健康増進課

基本理念	課題に対する施策	具体的取組の提示	取り組み内容	目標事業量	平成22年度実施状況	成果・効果等	平成23年度の予定	問題点	担当課・関連計画
<p>手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子</p>	<p>(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進</p>	<p>施策一 3 障害児への支援の充実</p>	<p>②生活支援の充実 心身に障害のある子どものいる家庭で、一時的に介護ができないときのショートステイ、ホームヘルパーの利用に対し、介護給付費を支給することにより、介護者の負担の軽減と生活支援を図ります。</p>		<p>・介護給付サービスの提供を行った。</p>	<p>・平成23年3月末現在、272名に支給決定している。</p>	<p>・在宅支援サービスの提供を行う。</p>		<p>障害福祉課</p>
			<p>③関係機関の連携強化 児童デイサービス事業所、健康増進課、医療機関、児童相談所、児童センター、社会福祉協議会等の連携を強化し、子どもの成長に伴った指導・訓練が円滑に進められるように図ります。</p>	<p>継続支援者の全員ライフサポートファイル所持</p>	<p>・佐倉市障害者自立支援協議会の療育 教育部会で、ライフサポートファイルを作成した。 ・言葉と発達の相談室の継続支援者に対し、幼稚園や就学を迎えるにあたり、継続的な支援が行われるよう、ライフサポートファイルや情報提供書を作成した。(89名)</p>	<p>・ライフサポートファイル作成数：1,500冊 ・関係機関とだけではなく、資料を作成することにより、保護者の子に対する理解度が高まることもあった。</p>	<p>・医療機関へ受診が円滑に運ぶように情報提供を行う。 ・その他の関係機関とはライフサポートファイルを活用することにより、対象者が継続した支援を受けられるように情報の共有化を図る。 ・佐倉市障害者自立支援協議会の療育 教育部会の中で、関係機関の連携強化を図る。 ・保育園入園児童の発達を把握し、支援が必要な児童については、保護者と相談のうえ他機関との連携をとる。</p>	<p>・ライフサポートファイルへの認知度がまだ低いため、必ずしも円滑な対応につながらないこともあり、啓発活動を続けたり、サポートファイルをきっかけとして、関係機関とさらに連携を強化していく必要がある。</p>	<p>障害福祉課 子育て支援課 健康増進課</p>
			<p>④心身障害者等についての意識の啓発 講演会等の充実により、子どもたちが心身障害等に対する理解を深め、障害のある人と障害のない人がともに生活を送り、ともに生きる社会をつくっていくよう意識の啓発を進めます。</p>	<p>特別支援教育の校内研修会等に指導主事を派遣します。(年10回以上)</p>	<p>・障害について学ぶ市民講座(全5回)の中で、講演会「気になる子どもの子育て支援」を開催した。 ・保育園、学童保育所において障害児の受入れを行うことで、総合保育を実施。障害を持つ人と持たない人が、共に生活をするという子ども達の意識を育てた。 ・特別支援教育の校内研修会等に指導主事を派遣した。</p>	<p>・57人 市民：18、福祉機関等：19、関係者：17)が参加した。 ・実際に障害児と生活の場を共有することで、共に生きることができた。 ・教職員に対し特別支援教育についての理解を深めた。</p>	<p>・障害について学ぶ市民講座の実施により、障害への理解を図る。 ・特別支援教育の校内研修会等に指導主事を派遣し、教職員に対し特別支援教育についての理解を深める。 ・統合保育の実施により、自然に「ともに生きる」意識を育てる。</p>		<p>障害福祉課 子育て支援課 指導課</p>
			<p>⑤社会参加の促進 研修会の開催、地域生活支援事業の利用により、外出がより気軽にできるようになります。また、保育園、小学校等へ障害の程度に応じて、子どもができ得る限り参加できるようにし、社会参加を促進します。</p>		<p>・外出時の移動支援事業を委託した。 ・保育が必要で、日々通園が可能な児童の保育園の受入れ。 ・各種事業への参加について、個別配慮を行う。 ・年3回就学指導委員会を開催し、適正な就学指導に努めた。</p>	<p>・移動支援利用児童数：118名 ・障害に応じた配慮を行い、無理なく健常児と同じ経験ができた。 ・遠足、運動会への参加等。 ・修学指導を充実することにより、児童生徒の個性の伸長が図られる。</p>	<p>・障害の特性に応じた、外出時の移動支援の充実を図る。 ・個別配慮のもと、無理なく健常児と同体験をする。 ・就学指導の充実により小学校等へ障害の程度に応じて就学出来るようにする。</p>		<p>障害福祉課 子育て支援課 指導課</p>

# 佐倉市立保育園等の在り方に 関する基本方針（素案）

平成23年12月

- ※ この素案は、子育て支援推進委員会へ諮問した時の資料です。
- ※ 今後、同委員会の答申、庁内手続きを経て、最終案策定後、パブリックコメントを実施する予定です。

# 目 次

---

策定の趣旨	1
1 保育園の現状と課題	
(1) 保育園を取り巻く社会状況	2
(2) 佐倉市の保育園（公立・民間）の状況	3
(3) 公立保育園民営化に係る他団体の動向	6
2 保育園の在り方	
(1) 保育施策の方向性	9
(2) 公立保育園の在り方	10
3 公立保育園の民営化	
(1) 基本的な考え方	12
(2) 民営化スケジュール	15
(3) 移管に当たって	16
(4) 移管後の保育の質の確保	16
4 児童センター・学童保育所の現状と課題	
(1) 児童センターの現状と課題	18
(2) 学童保育所の現状と課題	19
5 児童センター・学童保育所の在り方	
(1) 児童センター施策の方向性	23
(2) 学童保育所施策の方向性	24
6 児童センター・公立学童保育所の民営化	
(1) 基本的な考え方	26
(2) 指定管理者制度導入のメリット	27
(3) 導入に当たって	28
(4) 民営化スケジュール	29
(5) 指定管理者制度導入後の保育の質の確保	29
おわりに	31
■資料編	32

## 策定の趣旨

---

近年、各地の自治体において、保育園等の民営化や、指定管理者制度導入、民間委託等が進められてきました。その背景としては、自治体の財政状況の悪化や、三位一体改革による市町村の保育園運営経費の負担増だけでなく、待機児童の増加、保育ニーズの多様化、地域全体の子育て支援の必要性など、さまざまな社会状況の変化という側面もあります。そして、このような自治体を取り巻く状況の変化は、佐倉市においても同様となっています。

このような状況から、課題の解決に向けての徹底した取り組みとして、平成18年3月に策定された「佐倉市集中改革プラン」（第4次佐倉市行政改革実施計画）において、「市立保育園の民営化の検討」「児童センターの指定管理者制度導入」「学童保育所の指定管理者制度導入・民営化の検討」の項目を掲げました。

しかしながら、上記のような佐倉市の子育て関連施設を取り巻く状況を考慮すると、単純に民営化や指定管理者制度導入の是非や移行手続きを論じるということではなく、今後の保育施策のあるべき方向性や、これらの施設の果たすべき役割、また、公立の施設と民間の施設の違いや役割分担等について、時代背景を踏まえた再検討が必要となりました。

そこで、平成21年3月に学識経験者、保護者代表、保育園代表からなる「佐倉市立保育園等の在り方検討会」を設置し、延べ13回の検討会議を経て、平成23年3月28日に佐倉市立保育園等の在り方について提言をいただきました。

佐倉市としては、この提言を踏まえて十分に検討を行い、未来を担う子どもたちのために、今後の保育園、児童センター、学童保育所に関する施策の展開を図るため、佐倉市立保育園等の在り方に関する基本方針を策定しようとするものです。

# 1 保育園の現状と課題

## (1) 保育園を取り巻く社会状況

### ①待機児童の増加

#### 【現状】

近年、少子化の傾向は佐倉市でも顕著に見られ、就学前児童の数は減少傾向にあります。一方、核家族化の進行や女性の社会進出の機会が増大し、保育需要は増加の傾向を示しています。佐倉市では保育需要の増加に対応すべく、平成に入り、公立保育園4園、民間保育園2園での園舎の建て替えに伴う定員増や、民間保育園6園の新設など、施設整備や定員の拡大を進め、児童の受け入れ枠の拡大を図ってきたところですが、依然として多くの待機児童が発生しています。

平成23年10月には、入所人員の弾力化(※)の活用により、入園定員1,575人のところ、1,685人を受け入れることができたものの、なお待機児童数は58人を数えます。

(※) 入所人員の弾力化：待機児童解消を図るため、一定の範囲内で定員の枠を超えて児童の受け入れを可能とする制度

[図表1 保育園入園関係児童数の推移]

(就学前児童数のみ9月末現在、その他は10月1日現在)

(人)

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
就学前児童数	8,091	8,067	8,130	8,060	7,975	7,978
保育園定員	1,312	1,312	1,402	1,402	1,552	1,575
入園児童数 管外委託分は除く	1,467	1,475	1,539	1,566	1,678	1,685
待機児童数	38	24	44	42	47	58

#### 【課題】

女性の就労の増加、保護者の雇用・就労形態の変化や子育てに対する意識の変化等により、保育園への入園を希望する児童数は、今後も高い水準で推移するものと予想されます。また、市内におけるマンション建設や区画整理事業の進捗などにより、子育て世代の転入が見込まれる要因もあります。

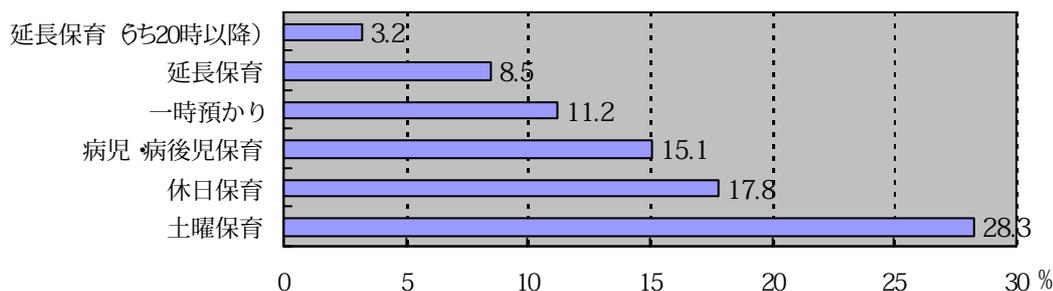
今後も計画的な保育園入園定員の拡大など、待機児童の解消、保育ニーズの充足に努める必要があります。

### ②保育ニーズの多様化・高度化

女性の就労機会の増大や保護者の雇用・就労形態の変化、そして子育てに対する意識の変化等により保護者の保育に対するニーズも多様化しています。

「佐倉市地域行動計画に関するニーズ調査」(平成21年3月)によると、特に、休日保育や病児・病後児保育等のニーズが高い傾向にあります。

〔図表2 今後の保育サービス等の利用希望〕



「佐倉市地域行動計画に関するニーズ調査」(平成21年3月)をもとに作成

【課題】

延長保育の利用者や障害児保育は増加傾向にあります。今後も公立・民間保育園が一体となって、現在、実施していない病児・病後児保育、休日保育の実施も含めて、保育サービスのより一層の充実が求められています。

しかしながら、これら就労支援策としての「子育て」の観点だけでなく、「子育て」の視点にも十分配慮した施策の展開が課題となっています。

(2) 佐倉市の保育園(公立・民間)の状況

①保育内容

保育園の運営に当たっては、保育室の面積やクラスごとの保育士数などについて、国が定めた「児童福祉施設最低基準」を満たすことが必須とされています。保育の内容についても、国の定めた「保育所保育指針」に基づいて行っていることから、公立保育園においても、民間保育園においても、一定の水準が確保されており大きな違いはありません。

ただし、公立保育園と民間保育園を比較した場合、公立保育園においては、すべての保育園で均一な保育サービスが求められる傾向にあるのに対し、民間保育園は、各園の運営方針に基づき、それぞれ独自のプログラムを作成するなど工夫されている傾向が見られます。

延長保育、一時預かり・特定保育、産休明け保育等の実施状況について見ると他市町村で見られるような公立・民間の実施状況に大きな差はなく、どちらも比較的柔軟に対応できていると言えます。

障害児保育については、公立・民間すべての保育園で受け入れ可能ではありますが、実際には公立に入園する例が多い状況です。

〔図表3 保育サービスの実施状況(平成23年度)〕 (上段:園数 下段:実施率)

	延長保育(平日)			一時預かり ・特定保育	産休明け 保育	障害児 保育
	~18時半	~19時	~20時			
公立(8園)	0 (0%)	4 (50%)	4 (50%)	2 (25%)	4 (50%)	8 (100%)
民間(10園)	2 (20%)	6 (60%)	2 (20%)	3 (30%)	4 (40%)	10 (100%)

## ②職員配置等

### 【現状】

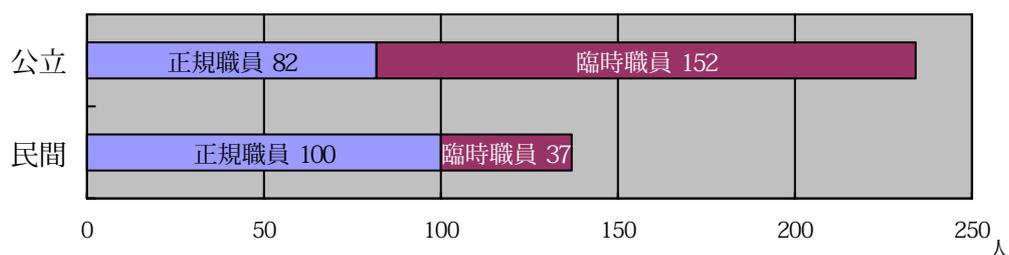
正規保育士と臨時（非常勤を含む。以下同じ。）保育士の実人数比率については、公立保育園では正規職員が35%であるのに対し、民間保育園では73%となっており、大きな違いが見られます。

公立保育園の正規職員の比率は、常勤換算で44%であり、県内他団体と比較してもかなり低い数値であります。これは、市が定員適正化計画に基づき、保育士を含む正規職員数の削減を継続的に行ってきたことの影響と考えます。

保育士の勤務体制については、公立保育園では、職員の基本的な勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までですが、これ以外の時間帯は、早番・遅番のシフト勤務や、臨時職員により対応しています。例えば午前7時から午後8時までの長時間保育する園児に対して、保育士は、1日のうちに3～4回程度交代して対応しています。

一方、民間保育園では、全面的なシフト勤務の導入により、交代回数は2回程度となっている園が多くなっています。

〔図表4 公立・民間保育園の正規・臨時保育士の実人数（実人数）  
（平成22年4月1日現在）〕



※副園長を含む。正規職員の育児休業等代替の臨時職員は除く。

### 【課題】

公立保育園では、今後10年以内に正規保育士の4割弱が退職することが見込まれます。近年の職員採用状況では、今後さらに正規保育士が減少し、臨時保育士の割合が高まることは避けがたい状況です。

しかしながら、現在の佐倉市の財政状況において、正規の保育士を大量に採用することは望みえず、現場での努力も限界に近づきつつあります。年齢構成上、その次の10年間の園長候補となる年代が空白となっていることも、大きな課題です。

仮にこのままの状態が続けば、流動性の高い雇用体系にある臨時職員が大多数を占める中で、正規の職員への負担はあっという間に増し、質の高い保育を安定的に行うことや、より高度な保育ニーズに対応することは、困難になっていきます。

### ③施設整備費の状況

#### 【現状】

佐倉市の保育園は、その大半が第2次ベビーブーム期前後の昭和40年代から50年代前半にかけて建設されました。以後、いくつかの施設で増改築が行われていますが、改築が行われずに築後30年を経過した施設が18施設中5施設（公立2施設・民間3施設）存在しています。中には、耐震性に問題を有する施設もあります。

これまでも、安全で快適な保育環境を保つため、随時改修を行ってきましたが、一部の施設では部分的な改修では対応できず、改築等の抜本的な対応が求められています。

〔図表5 佐倉市の保育園の建設時期（増改築を含む。平成23年12月現在）〕

現園舎建設時期	公立	民間	計
築30年以上（～昭和56年）	2	2	4
築20年～29年（昭和57年～平成3年）	1		1
築10年～19年（平成4年～平成13年）	3	2	5
築10年未満（平成14年～平成23年）	2	6	8

※公立保育園のうち、佐倉保育園と馬渡保育園については、現在、改築整備を実施中のため、築10年未満に分類しています。

#### 【課題】

厳しい財政状況の中で、多額の資金を要する改築を短期間に集中して行うことは、非常に困難です。特に、公立保育園にあっては、平成18年度から施設整備に係る国の交付金が一般財源化されたこともあり、今まで以上に施設整備の財源確保は困難な状況となっています。

### ④運営費の状況

#### 【現状】

保育園を運営する経費は、国及び県からの負担金・補助金、保護者から徴収する保育料と市の一般財源（市税等）で構成されています。

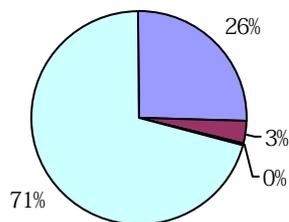
公立保育園の運営費に対する国庫負担金は、平成16年度から順次一般財源化され、さらに、特別保育事業費等の国・県補助金も年々削減傾向にあります。

公立保育園の運営に要する経費と民間保育園への委託料や運営費等交付金の決算額に占める市の一般財源（市税等）の割合は、平成22年度実績で公立71%、民間36%であり、公立保育園の運営には、民間保育園に比べ、多くの市の一般財源（市税等）を投入しています。

運営コストを公立保育園と民間保育園で比較すると、一般的には公立保育園のほうが民間保育園より運営コストが高い傾向が見られますが、佐倉市においては、園児一人当たり一か月に要した費用は、平成22年度決算では、公立保育園97,142円、民間保育園101,426円であり、民間のほうが若干運営コストが高くなっています。この要因としては、公立保育園の臨時職員の比率が高いことや、公立保育園の保育園の規模が民間より大きいことが影響していると考えられます。

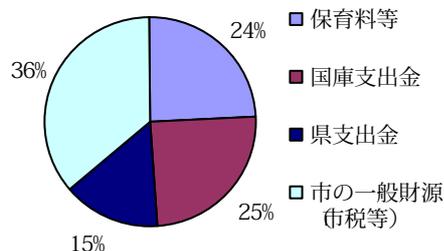
〔図表6 公立保育園・民間保育園運営費の財源内訳（平成22年度決算）〕

〔公立保育園〕



財源	金額(円)	割合(%)
保育料等	274,978,950	26
国庫支出金	35,326,000	3
県支出金	2,117,400	0
市の一般財源 (市税等)	762,553,899	71
運営費合計	1,074,976,249	100

〔民間保育園〕



財源	金額(円)	割合(%)
保育料等	216,651,870	24
国庫支出金	216,799,875	25
県支出金	129,213,038	15
市の一般財源 (市税等)	321,772,646	36
運営費合計	884,437,429	100

### 【課題】

厳しい財政状況の中で、これらの保育園を持続し、質の高い保育サービスを提供していくための財源を確保することは困難を極めることが予想されますが、市全体の保育にかかる経費を見直すこと等により、確実にやっていかなければなりません。

前述のとおり、保育園は、国が定める最低基準に基づいて運営されているため、公立も民間も一定の保育水準が確保されており、また、佐倉市においては、運営コストや提供するサービスの柔軟性についても、大きな差はありません。

しかし、保育園を運営するためのコストをどう負担するかという構造は、保護者の保育料負担を除いたほとんどを市の一般財源（市税等）で負担する公立保育園と、国・県・市の一般財源（市税等）で負担を分け合う民間保育園とで、大きな違いがあります。

## （3）公立保育園民営化に係る他団体の動向

### ①全国の動向

全国的に公立保育園は減少傾向にあり、民間保育園は増加傾向にあります。

規制緩和により株式会社の参入が可能となったことや、公立保育園の建設費や運営費への国県の負担金一般財源化されたことを背景として、新たな保育園整備は公立ではなく民間でなされる例が多くなっています。

### ②千葉県内の動向

千葉県内においても、銚子市や市川市、浦安市、野田市、市川市、松戸市等、東葛地区では、民営化が進んでいますが、県南部や印旛管内では、あまり進んでいない状況です。

近隣では、八千代市で4園の公立保育園が民営化（民間移管）されています。

### ③国の制度改革の動向

#### ア 子ども・子育て新システムの概要

政府では、本格的には2010年代半ばの施行を目指して、子どもや子育てに関する抜本的な制度改革を検討しています。この制度改革においては、次のような目的・方針・内容で、新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度構築に向けて検討が行われています。

【目的】 以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切に社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】 以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者（子どもと子育て家庭）本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

【新システムとは】 以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担
- ◆ 基礎自治体（市町村）の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

#### イ 保育制度改革

子ども・子育て新システムの制度設計に際し、保育制度の変更に関わるものとして、以下のような項目が検討されています。

- ・ 幼稚園・保育所、認定こども園の一体化（保育に欠ける要件の撤廃等）
- ・ 小規模保育サービスや短時間利用者向け保育サービス等、多様な保育サービスを新システムに位置付け
- ・ 利用者と事業者間の公的保育契約制度の導入

- ・イコールフットィングによる株式会社・NPO等事業者の参入促進
- ・社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」

（平成22年6月29日少子化社会対策会議決定）より

#### ウ 検討状況

子ども・子育て新システムについては、国の「子ども・子育て新システム検討会議」において、平成22年9月末より具体的な内容について検討がなされてきました。そして、平成23年7月29日に政府の少子化社会対策会議において、子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめが決定されました。

今後、政府としては、この中間とりまとめを踏まえ費用負担の在り方など残された検討課題について、さらに検討を進め、実施主体である地方公共団体や関係者と丁寧に議論を行い、理解を得たうえで、子ども・子育て新システムの成案を取りまとめ、恒久財源を得て早期に本格実施（それまでの間は、法案成立後、平成25年度を目途に、子ども・子育て会議（仮称）や国の基本方針など可能なものから段階的に実施）できるよう、平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出するとされています。

## 2 保育園の在り方

### (1) 保育施策の方向性

#### ①保育需要に対応した児童受入枠の確保

- \*児童受入枠の拡大
- \*小規模保育園、分園等の整備

保育園入園待機児童の解消や、希望する保育園に入園できない状況の改善を図る必要があります。

平成22年3月に策定した佐倉市次世代育成支援行動計画（後期計画）において、平成26年度末までに保育定数を1,800人にすることを定めています。この目標達成に向けて、保育園の誘致や既存施設の定員を増やしてまいります。

また、保育園の整備にあたっては、通常規模の認可保育園の設置だけでなく、施設整備や運営に要する負担が比較的少ない小規模保育園や保育園分園なども整備の対象としていきます。

なお、将来、少子化の進行や社会情勢の変化等に伴う保育需要の減少により、地域の公立・民間保育園の児童受入枠が過剰となった場合には、当該地域の保育園の定員を削減するものとし、この場合は公立保育園の定員削減を基本といたします。

#### ②多様な保育サービスの提供

- \*現在の事業の拡充
- \*新たな保育需要への対応
- \*子どもの利益への配慮

多様な保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、現在実施している延長保育、一時預かり・特定保育等を、今後も公立・民間それぞれが更に充実できるようにしていきます。また、現在実施していない、病児・病後児保育、休日保育等の新たな保育サービスへの対応をしていきます。

これらを推進するにあたっては、保護者のニーズを満たすことだけでなく、子どもの利益、子どもの育ちの視点を十分配慮していきます。

#### ③保育の質の向上

- \*職員の資質の向上
- \*働く者の意欲を高めるための仕組みづくり
- \*第三者評価や利用者の意見を取り入れた運営

保育の質とは、まず第一に、そこで働く人間の質とも言えます。これからの保育者には、より高度な専門性や保護者対応などが求められます。職員の知識や技能等の習得・向上を図るための研修体制を強化し、同時に管理者（園長等）の能力を高め、保育の質を確保していきます。

併せて、第三者評価の導入など保育の質を客観的に点検する手法や、利用者の意見や苦情を聴取し、運営に反映させる仕組みについても検討していきます。

#### ④地域の子育て支援の充実

＊地域の子育て拠点としての役割の充実

児童福祉法においても規定されているとおり、保育園においては、そこに入園している子どもたちの保育の実施のみならず、地域における子育て支援の役割を担うことが求められています。

子育て中の家庭や、これから親となる人に対して、日常の保育によって培われた知識、経験を活かし、地域における身近な児童福祉施設として子育て支援に積極的に関わり、弱体化した地域の子育て機能を補完していきます。

#### ⑤施設環境の維持

＊計画的な施設維持管理の実施

適切な保育環境を維持するために、維持管理や修繕のシステムをきちんと構築し、計画的に維持管理を行っていきます。

### (2) 公立保育園の在り方

「(1) 保育施策の方向性」に基づく施策を、厳しい財政状況の中でも着実に実施していくためには、公立保育園、民間保育園の双方が、それぞれの特性を活かしながら、適切な役割分担のもとに、協働・連携しながら取り組んでいくことが必要です。

公立保育園は、児童の保育及び保護者等への支援という保育園本来の役割に加え、次に掲げる役割に重点を置き、佐倉市の子育て支援サービスの拠点施設として、行政機関としての特性と専門性を積極的に担っていきます。

#### ①今後の公立保育園の担うべき役割

##### ア 地域全体の保育水準の向上

公立保育園においては、保育士、栄養士、看護師等の同一職種ごと検討会・研修会の実施や、園長会議・副園長会議などの職場横断的な体制があります。また、これまで培ってきた保育の技術やノウハウと併せて、時代に適応した新たな保育カリキュラムの作成や食育の推進など新たな課題に積極的に取り組み、これらを研修や研究発表等の形で民間保育園にも伝え、地域全体の保育水準の向上を図ります。

さらに、日々の保育の実践において、新たなニーズや課題をいち早く捉える場として、今後の保育施策の展開に必要な情報の収集を行います。

#### イ 特別な配慮を必要とする子どもへの支援

公立の保育士は、勤続年数が比較的長いことから、長年の実務経験から技術やノウハウの蓄積がなされています。各保育園に、豊かな経験を有する保育士を配置し、重度又は重複障害児、アレルギーを持つ児童、その他福祉的支援を必要とする児童など、特別な配慮を必要とする児童の受け入れを積極的に行います。

#### ウ 保育サービスのセーフティ・ネット

佐倉市においては、ほぼ全市的に保育需要は高いため、民間保育園の経営が成り立たず、保育園の空白地帯が生じたり、既存の保育園が撤退したりするような状況にはありません。しかし、災害その他不測の事態により、保育の実施が困難になった保育園が発生した場合には、公立保育園全体で対応できるような体制を整備します。

#### エ 関係機関との連携・協力

公立保育園は、行政機関の一部であることから、他の行政機関との連携が比較的取りやすいという長所があります。児童相談所、県保健福祉センター（保健所）、学校等の関係機関や民生委員・児童委員等とのネットワークを活用し、虐待など児童の諸問題の着実な解決に向けて、連携・協力を図ります。

#### オ 地域の子育て支援

児童福祉法においても規定されている地域における子育て支援の役割を担うことについては、公立も民間も違いはありません。しかしながら、公立保育園は、長年にわたる豊富な経験の蓄積や、これまで築いてきたネットワークを活かし、地域のすべての子育て家庭を支援する役割を、より広域的な範囲において担っていきます。

### 3 公立保育園の民営化

#### (1) 基本的な考え方

現在、佐倉市における保育サービスは、公立保育園8園と民間保育園10園を中心に行われています。

保育サービスについては、公立・民間の運営形態の違いなどによる大きな差は見られませんが、運営費の財源と職員の体制面は大きな違いがあります。

保育料を除くほとんどの運営費を市が負担する公立保育園においては、年々、正規職員の占める割合が低下し、臨時職員を補充することで一定の保育水準を保っていますが、運営面でさまざまな課題が生じています。

こうした状況は、今後、積極的に取り組むべき保育の質の向上や保育サービスの充実において、早急に改善しなければならない部分ですが、人材の確保と質の向上を図るための財政負担も大きく、現在の厳しい財政状況下において、その財源を確保することは非常に困難となっています。

一方、民間保育園では、国・県の財源を元にした市からの委託料や運営費等交付金により、通常保育の実施の他、各種特別保育の実施や子育て支援事業に取り組む園があるなど、市の保育施策に貢献しております。

こうした状況から、保育園運営における民営の優位性が評価されるところであり、公立保育園における民間活力の導入は有効な手段であると言えます。

したがって、今ある保育の施設や人材、財源などを最大限に活用し、いかに多くの児童に良質なサービスを提供できるかという観点から運営体制を見直すことが必要であり、これまでの民間保育園の実績などを考慮すると、今後は「公営」から「民営」への移行、つまり公立保育園の民営化を進めることが必要となっています。

#### ①目的

公立保育園の民営化は、今後の保育ニーズなどの増大に対応するため、市全体の保育の質及び保育サービスの向上を図ることを目的とし、その基盤となる運営体制の再構築を行うものです。民営化された保育園は民間活力及び市からの適切な財政支援により、また、公立保育園は正規職員を集約させることにより、運営体制の強化を図り、保育の質及び保育サービスの向上への取り組みを進めるものです。

#### ②民営化の形態（平成23年12月現在）

民営化の形態には、市が設置主体となって、運営を委託することや指定管理者制度などの公設民営方式と民間が設置主体となり運営も行う民設民営方式があり、図表7のような特性があります。

公設民営方式では、設置主体は市のままですが、定期的（概ね3年から5年程度）に、運営事業者の変更手続きが必要となり、その都度運営事業者が変更となる可能性があります。また、施設整備や運営費について、国や県の負担金（補助金）がありません。

民設民営方式では、設置主体は事業者にかわりませんが、民営化後に運営事業者の変更は無く、長期間継続した保育運営をすることができます。また、施設整備や運営費について、国や県の負担金（補助金）がある財政的メリットがあります。

以上のことから、佐倉市における保育園民営化の形態としては、民設民営（民間移管）を基本とします。

〔図表 7 認可保育園の運営形態（平成 23 年 12 月現在）〕

	公設公営 (直営)	公 設 民 営		民設民営 (民間移管)	
		運営委託	指定管理者		
設置主体	市	市	市	事業者	
運営主体	市	事業者	事業者	事業者	
				社会福祉法人	左記以外
民営化後の事業者 変更の手続き	—	有り	有り	無し	
		契約期間満了時	指定期間満了時		
業務の範囲	管理・運営	運営委託	管理・運営	管理・運営	
		増改築・修繕は 市が行う	増改築・大規模 修繕は市が行う		
運営費に係る国・県 負担金の有無	無し	無し	無し	有り	
施設整備に係る 国・県補助金の有無	無し	無し	無し	有り	無し

### ③民営化対象園の選定方針

公立保育園の中から、次の点を重視し総合的に判断して民営化対象園を選定するものとします。

前述の「今後の公立保育園の担うべき役割」で掲げた5つの役割を担う必要があることから、市内を4つの地区に分け、その地区ごとに最低でも1園以上を引き続き公立保育園として運営するものとし、それ以外の保育園については民営化対象園とします。

民営化対象園の選定にあっては、地区バランスとともに、施設の老朽化に応じた最適な民営化の方法を選択し、決定するものとします。

ただし、次の保育園については、当面、民営化対象園としないものとします。

保育園名	主な理由
佐倉保育園	平成24年1月から10年間の賃貸借をしている施設のため。
馬渡保育園	地域の広域避難所と指定されているため。

[図表8 地区別公立保育園の状況 (平成23年度末見込み)]

地区	保育園名	施設建設開設年月	経過年数	定員(人)
佐倉地区	佐倉保育園	平成24年1月(予定)	0年	※130(予定)
	佐倉東保育園	昭和53年4月	33年	90
白井・千代田地区	白井保育園	平成8年4月	15年	90
志津地区	志津保育園	平成5年4月	18年	150
	北志津保育園	平成11年4月	12年	138
	南志津保育園	昭和50年4月	36年	100
根郷地区	根郷保育園	平成3年4月	20年	130
	馬渡保育園	平成24年7月(予定)	-	※90(予定)
合計				918

※平成24年度中の改築後の見込み定数を記載

#### ④施設の老朽化に応じた最適な民設民営（民間移管）の手法の検討

公立保育園8園のうち、現在2園の改築整備を行っていますが、残り6保育園については、建築後（改築をした園については改築後）30年以上経過している園もあることから、施設の老朽化に応じた民間移管の手法を検討します。

##### ア 建築後30年以上経過している園・・・2園

これらの園はいずれも財務省令で定める耐用年数を過ぎていることから、現園舎を民間事業者に引き継ぐことは難しいものと考えます。

このため、これらの園については、現在の保育園がある地域内に、民間事業者が保育園を新築したうえで、移管対象公立園の保育事業を引き継ぐ方法によるものとします。

なお、新園舎を建設する用地については、市が保有する公共用地の活用についてファシリティマネジメントの視点も含めて総合的に検討を行うものとします。

##### イ 建築後30年以内の園・・・4園

これらの園はすべて財務省令で定める耐用年数以内であることから、建物を民間事業者に譲渡することを前提とします。ただし、建築後10年から20年程度経過していることから、移管にあたっては必要に応じて改修を行うものとします。

なお、土地については、原則として無償貸付をするものとします。

#### ⑤民営化対象園の公表

上記、③民営化する保育園の選定方針に基づき、民営化対象園及び民営化実施時期を決定後、民営化対象園の保護者だけでなく市民に公表し、今後、入園を予定している保護者も保育園の選択ができるようにします。

また、民営化対象園の保護者に説明会を開催し理解を得るための十分な期間の確保に努めます。

#### ⑥移管先事業者

保育園の運営主体に関しては、平成12年度から国の規制が緩和され、地方自治体、社会福祉法人に加え、新たに株式会社、学校法人、NPO等も認められるようになりました。

現在、佐倉市内にある民間保育園10園中、社会福祉法人が運営する保育園は5園、株式会社が運営する保育園は5園あり、保護者等から一定の評価を受け保育を実施しています。

公立保育園を民間移管する場合、市の財産を譲渡や無償貸付、今後の施設整備に国県の補助が受けられる制度等において法人形態により違いがあるため、これらの違いも勘案しながら最適な事業者を選定するものとします。

### (2) 民営化スケジュール

今後、次のスケジュールにより民営化を進めます。

年 度	建物を譲渡する民間移管の場合	民間事業者が保育園を新築し、民営化対象園の保育事業を引き継ぐ民間移管の場合
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民営化ガイドラインの策定、公表</li> <li>・民営化対象園の決定・民間移管の手法の公表</li> <li>・民営化対象園の保護者、臨時職員等への説明会の実施</li> </ul>	
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人募集、選定、公表</li> <li>・移管する園舎の改修設計、工事開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人募集、選定、公表</li> <li>・千葉県との協議（認可事前協議、建設費補助金等）</li> <li>・法人による新築設計</li> </ul>
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移管する園舎の改修工事完了</li> <li>・引き継ぎ・合同保育</li> <li>・千葉県への保育園認可申請、認可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人による新築工事</li> <li>・千葉県への保育園認可申請、認可</li> </ul>
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民営化開始（4月）</li> <li>・民間移管後調査、連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き継ぎ、合同保育</li> </ul>
平成 28 年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・民営化開始（4月）</li> <li>・民間移管後調査、連携</li> </ul>

（今後の進捗状況により変更となる場合があります。）

### (3) 移管に当たって

#### ①方針の明示

民間移管の実施に当たっては、保護者に対し十分な説明を行うことはもちろん、移管を行う際の基準やスケジュールを、ガイドライン等の形で作成・公表し、市の方向性を市民に明確に示します。

特に、民営化対象園の保護者に対しては、相当な期間をもって事前に周知を図り、説明を尽くして民間移管に伴う不安の解消に努めます。

#### ②段階的实施

保育園は乳幼児が生活する施設であり、在園児への影響を可能な限り小さくすることが不可欠なことから、民間移管を実施する際は、一度にすべて移管するのではなく、まず1園で実施し、課題が生じた場合は対応策を検討し、その後の民営化に反映させるなど、慎重な対応をしていきます。

#### ③事業者の選定

有識者や保育関係者などで構成する選定委員会を設置し、保育園の運営方針や運営実績、障害児保育や多様な保育サービスの提供を含む保育内容、給食の考え方など総合的な観点から質の高い事業者を選定します。

#### ④在園児への影響を最小限にとどめるための対応

運営を民間に移管するに当たっては、民営化対象園の在園児への影響を可能な限り小さくすることが不可欠です。その対応としては、移管条件として、保育内容、行事等保育環境の急激な変更は行わないことや、一定の経験を持った施設長の配置と、年齢や経験年数のバランスに配慮した保育士の確保を義務付けます。

また、運営主体の決定から移管まで十分な期間を確保し、合同保育(※)を実施するなど、時間をかけた丁寧な引き継ぎを行います。

※「合同保育」：移管前の一定期間において、公立保育園の保育士と移管先法人の保育士が一緒になって行う保育

### (4) 移管後の保育の質の確保

#### ①確認・指導

毎年千葉県により行われる指導監査に同行するほか、佐倉市職員が適宜保育園を訪問し、民営化の際の条件が遵守されているか確認を行い、必要な場合には指導を行うなど、移管条件の遵守と保育の質を確保するための取り組みをします。

なお、移管後年数が経過した後であっても、市は当該運営事業者に対し、保育の委託者として、必要な確認や指導を行います。

②保護者・事業者・市の三者による話し合いの場の確保

民間移管後の一定期間、保護者・事業者・市の三者による話し合いの場を設け、情報を共有し、より良い保育環境を確保します。

## 4 児童センター・学童保育所の現状と課題

### (1) 児童センターの現状と課題

#### ①児童センターとは

児童センターは、児童福祉法第40条に規定された児童厚生施設であって、地域の児童（18歳未満のすべての児童）に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された施設であり、地域の児童健全育成の拠点として重要な役割を担っています。

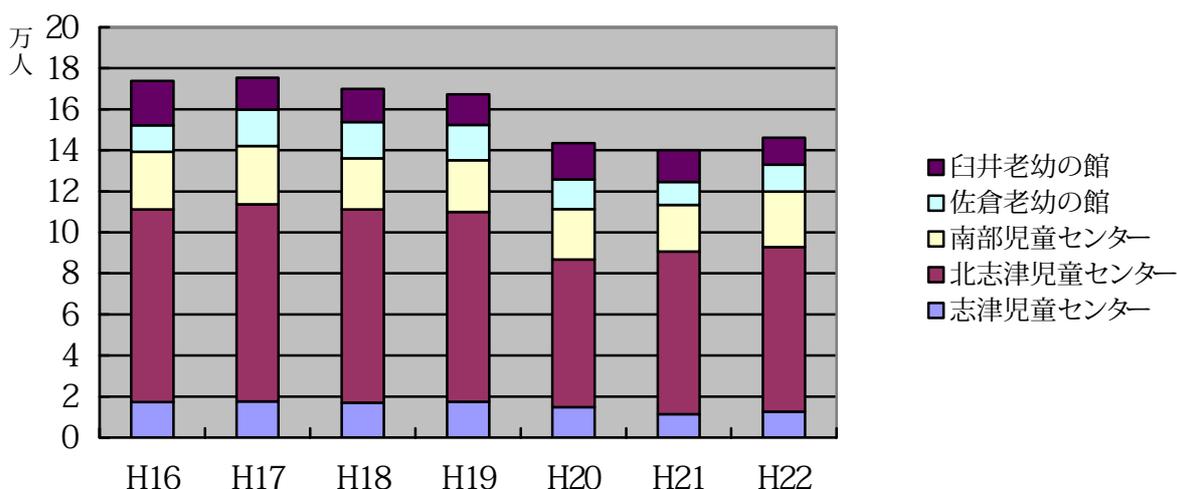
佐倉市には、5つの児童センター（志津児童センター、佐倉老幼の館、白井老幼の館、北志津児童センター、南部児童センター）があり、子育て支援事業、児童健全育成事業、地域・世代間交流事業等を行い、遊びを通して子どもたちの健やかな成長を図るとともに、保護者や地域の方々と連携して、子育て・子育てをサポートしています。

利用者は、佐倉市の人口がここ数年横ばいで推移している中で、少子化の進行により、児童センターの利用者も減少傾向にあります。

〔図表9 児童センター年間利用者数〕

(人)

施設名	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
志津児童センター	17,278	17,584	16,947	17,514	16,231	12,023	12,653
北志津児童センター	93,900	96,059	94,198	92,431	71,955	79,311	80,293
南部児童センター	28,005	28,456	25,041	25,287	24,563	22,774	27,051
佐倉老幼の館	13,061	17,767	17,524	17,133	14,564	11,258	13,117
白井老幼の館	21,519	15,524	16,225	14,909	17,521	15,340	13,006
合計	173,763	175,390	169,935	167,274	144,834	140,706	146,120



※平成21年度：新型インフルエンザの影響で、事業が中止されている。  
平成20年度：北志津児童センターが改修工事で1ヶ月間休止している。

## ②施設が抱える課題

昭和50年代半ばから昭和60年代初めにかけて整備された志津児童センター、佐倉老幼の館、臼井老幼の館は老朽化が進んでおり、今後も計画的に修繕等を行っていく必要があります。また、この3施設は駐車場が不足し、乳幼児を連れた保護者が利用しにくい環境になっており、志津児童センター、佐倉老幼の館では児童が外遊びをするスペースが非常に狭いことも課題です。

なお、児童センターは学童保育所を併設しており、一部の児童センターにおいては、学童保育所専用室以外の共有スペースを活用し、定員以上の学童保育所児童を受け入れているため、学校の長期休業時には、児童センター事業が実施しづらい状況があります。

## ③職員配置状況

児童センターには、所長以下事務職員、保育士等4名から5名の正規職員が配置されています。このほかに、各施設、非常勤職員の児童インストラクター、図書整理員、用務員が配置されています。児童センターの業務は、正規職員の保育士及び非常勤職員の児童インストラクターが中心となって行っています。児童センターに配置されている正規職員には、週3日の再任用職員も含まれているため、実質職員数は少ない状況です。

また、児童センターは、併設学童保育所と近隣の学童保育所（1施設から4施設）を所管しています。学童保育所の運営において、夜間や早朝（学童保育所が1日保育の場合）、児童センターの正規職員が不在となる時間をなくすため、児童センターでは平成23年度からシフト制勤務をとっており、児童センターの開館時間に職員数が少ない状況となっていることが課題です。

## （2）学童保育所の現状と課題

### ①学童保育所とは

学童保育は、児童福祉法第6条の2第2項に規定されている放課後児童健全育成事業であり、保護者が労働等により昼間家庭にいないおおむね10歳未満の児童に、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童が安全に安心して過ごすことのできる場を提供し、その健全な育成を図ることを目的としています。

学童保育所は、親が安心して就労できるためだけにある施設ではなく、子どもが遊びや生活を通してすこやかに成長・発達することを質的に保障する場です。

### ②佐倉市の学童保育所

佐倉市の学童保育所は、昭和50年代初めに、中志津地区の公園にプレハブ施設を建て、地域のボランティアが小学生を預かったことから始まっています。

昭和54年の志津児童センターの開設にあわせ放課後児童ルームを開設し、その後、北志津児童センター、佐倉老幼の館、臼井老幼の館にも開設しました。

平成3年度には学童保育所事業を開始し、平成8年度までに、大崎台、根郷、西志津、佐倉東の4施設を単独施設として整備し、その後は、小学校の余裕教室を活用し、学童保育所の整備を進めてきました。

平成14年度からは、児童センターで行っていた放課後児童ルームを学童保育所に統合し、同時にそれまで無料で行われていた学童保育料金の有料化を行いました。

平成23年12月1日に和田学童保育所が開設したことで、公立学童保育所が24施設、民間学童保育所が5施設となり、全小学校区に合わせて29の学童保育所が整備されています。

### ③入所児童数の推移

小学校の児童数は減少傾向にあるにも関わらず、女性の社会参画や就労形態の多様化、また経済状況の悪化により、学童保育所入所児童数は年々増加しています。

平成16年4月時点で511人であった利用者は、平成23年4月では1,038人となり、この8年間で2倍以上の増加を示しています。

入所児童の増加に対応するため、平成18年度から平成23年度までの6年間に、民間を含め11施設の新設及び増設を行い、620人の定員の増加を図っています。現在では、公立24施設（定員1,185人）、民間5施設（定員160人）となっています。

また、平成18年度からは、入所定員に余裕のある施設では、4年生以上の児童の受け入れを開始し、全小学校区で6年生までの受け入れに向けた整備を進めています。現在、23小学校区のうち、公立・民間をあわせ17小学校区で6年生までの受け入れが可能となっています。

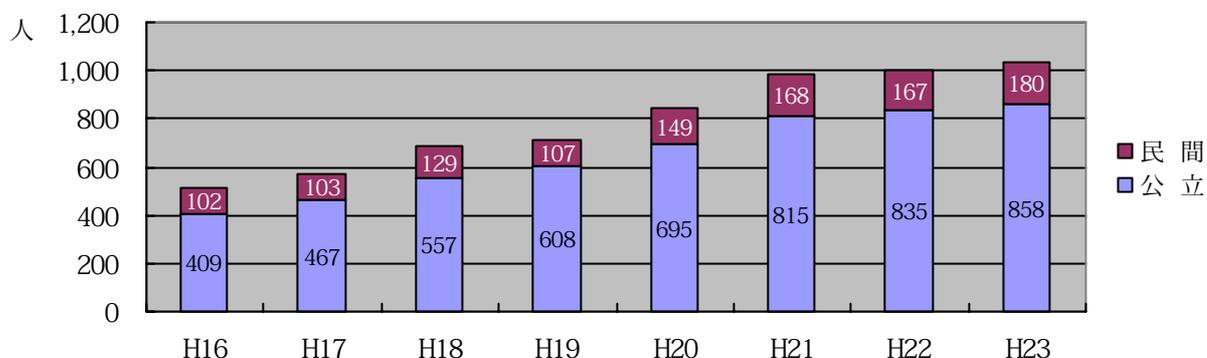
しかし、これまでの施設整備等により定員の増加は図られたものの、志津地区や白井地区の一部の学童保育所では、定員を上回る児童が入所している状況であり、過密状態を改善することが課題です。

全学年の受け入れが可能となっていない施設では4年生以上の入所の要望も多く、すべての施設で、全学年を受け入れられる体制を整備していくことも課題です。

〔図表 10 入所児童数（各年 4 月 1 日）〕

(人)

年度	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年
公立	409	467	557	608	695	815	835	858
民間	102	103	129	107	149	168	167	180
合計	511	570	686	715	844	983	1,002	1,038



#### ④開設時間

女性の就労の増加、保護者の雇用・就労形態の変化や子育てに対する意識の変化等により、保護者の学童保育所に対するニーズは多様化してきています。

公立学童保育所は、通常は放課後から午後7時まで、土曜日は午後5時まで、長期休業時や土曜日の朝の開所時間は、平成23年の夏期休業時から午前7時からとしています。

一方、民間の学童保育所では、2施設で午前7時から、1施設で午前7時30分から開所しており、利用者の都合により柔軟に受け入れをしている施設もあります。

保護者からは、閉所時間の延長や休日の開設などの要望があります。

#### ⑤施設の状況

佐倉市の学童保育所は、公立、民間を合わせると、児童センター併設が5施設、小学校内設置が14施設、単独設置や保育園内設置等が10施設となっています。

児童センターに併設されている学童保育所では、入所児童の増加により、学童保育所専用スペースのほか、児童センターのスペースも活用しているため、長期休業時等、児童センターの事業が実施しにくい状況があります。

また、児童センター併設の学童保育所や単独設置の学童保育所は、昭和50年代から60年代始めにかけて整備されているため老朽化が激しく、大規模な改修が必要な施設もあり、計画的な修繕が必要です。

## ⑥運営体制

公立の学童保育所は24施設あり、保育園や児童センターが、近隣の学童保育所を1施設から4施設所管しています。

学童保育所には正規職員がおらず、日々の保育は、週3日から4日勤務の非常勤職員（児童インストラクター）により運営されており、学童保育所と離れた施設にいる児童センター所長あるいは保育園長が、非常勤職員を監督し、緊急時の対応を行っています。このため、児童インストラクターと連携して、日々の保育にあたることに困難が伴い、施設を円滑に運営する上での大きな課題となっており、児童インストラクターの負担感も増大しています。

また、児童センターが所管する学童保育所では、以前は、夜間や早朝に正規職員が不在となる時間帯があり、こうした状況を改善するため、現在、児童センター職員はシフト制で勤務しています。少ない職員数の中では、このシフト制勤務が、本来の児童センター業務に少なからず支障をきたしています。

保育園及び児童センターが学童保育所を所管するという現状の運営体制では、質的・量的な要求が高まる保育園、少ない正規職員で施設を運営している児童センターともに負担が重く、その軽減のための検討が必要です。

## ⑦児童インストラクターの配置状況

公立の学童保育所では、千葉県放課後児童クラブガイドラインに基づき、児童30名までは2人、40名までは3人等、児童数に対応した人数のインストラクターを配置しています。また、障害児が入所する場合は、必要に応じて適宜インストラクターを加配しています。

平成23年12月1日現在、142名の児童インストラクターが24か所の学童保育所に勤務しています。学童保育所の整備により、雇用する児童インストラクターの人数も増大し、雇用事務にかなりの時間を要していることが課題です。

## ⑧運営費・保育料

公立学童保育所は、県からの補助金、市の一般財源、及び保護者負担金で運営されています。

支出の大部分は児童インストラクターの賃金が占めています。公立学童保育所の総事業費は施設数、入所児童数の増加とともに、年々増加しています。

一方、民間学童保育所は、市からの委託金と保護者負担金により運営されています。

保育料は、公立学童保育所は月額6,000円、民間学童保育所は月額9,000円から12,500円（おやつ代含む）となっており、公立と民間の保育料の格差是正が必要です。

県内の近隣市町村を見ると、5,000円（成田市、浦安市）から13,000円（袖ヶ浦市）となっています。

## 5 児童センター・学童保育所の在り方

### (1) 児童センター施策の方向性

#### ①子育て支援拠点施設としての役割の拡充

- \* 社会情勢の変化や利用者ニーズを捉えた事業展開
- \* 地域のNPOやボランティア等との連携
- \* 児童インストラクターの資質向上

児童センターは、児童健全育成及び世代間交流に係る拠点施設として、また、地域の子育て支援拠点施設として、重要な役割を持つ施設です。

しかし、利用者数は減少傾向にあり、現在の児童センターは、その役割を十分に果たす魅力ある施設とは言えない状況にあります。

今後の事業展開にあたっては、社会情勢の変化や利用者のニーズを的確に捉えるとともに、地域のNPOやボランティア等と積極的な連携を図り、適切な役割分担をしながら、地域で子どもを見守り育てる意識を醸成し、児童の健全育成及び子育て支援等における地域の核となることを目指します。同時に、育児相談や情報交換等の集いの場として、利用者が気軽に来館できる施設づくりに努めます。また、今の子どもたちに不足している自然体験や社会体験等の事業の充実も必要です。

児童センターには、遊びの指導をする児童インストラクターが配置されており、児童の自主性、社会性及び創造性を高めるため、遊びの指導を行っています。遊びの指導については専門的技術を要し、その指導の在り方が児童の諸能力の発達に強く影響するため、児童の遊びを指導する者が果たすべき役割は大きいといえます。

児童インストラクターの資質向上や専門的知識の修得を促し、社会情勢の変化や利用者ニーズに的確に対応した事業を実施するため、関係機関と連携し、有意義な研修を実施していきます。

#### ②施設環境の充実

- \* 施設の計画的な改修
- \* 求められる機能を備えた施設づくり

児童センターの中には、築30年以上が経過し老朽化が著しい施設もあるため、計画的な施設改修を進めます。大規模な改修が必要な場合には、ファシリティマネジメントの視点から、複合施設としての整備も検討します。

また、乳幼児を連れた保護者が事業に参加しやすくするため、求められる機能を備えた施設整備にも努めます。

本来児童センターは、児童がいつでも気軽に利用できる施設ですが、一部の児童センターにおいては、定員以上の学童保育所児童を受け入れているため、長期休業時に、児童センター事業の実施に少なからず制約を受けている状況です。こうした状況を一刻も早く改善します。

## (2) 学童保育所施策の方向性

### ①安心して楽しく過ごせる場の提供

\*子どもの生活をより豊かにする事業展開

\*6年生までの受け入れ拡大と開設時間の延長

学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る場所です。

子どもが安心して楽しく過ごせる場となるよう、今後も適切な児童インストラクターを配置し、子どもの生活をより豊かにする魅力ある事業を実施します。

また、6年生までの受け入れに関する要望が多いことから、希望する子どもがみな安心して楽しく放課後を過ごせるよう、全学年の受け入れに向けた整備に努めます。

開設時間に関しては、平成23年の夏期休業時より朝の開所時間を7時からとしましたが、保護者からは、休日の開設や閉所時間延長の要望もあり、子どもの安全面からも、また子育てと仕事の両立を支援する面からも対応を検討します。

### ②保育環境の充実

\*定期的・計画的な研修の実施

\*運営体制の見直し

学童保育所は、児童に遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的としているため、児童インストラクターが担う役割は重要です。

児童インストラクターは、その日の保育状況などを保護者に報告し、保護者と適切にコミュニケーションを図らなければなりません。今後も、より実践的、効果的な研修を実施し、資質の向上に努め、採用する際には、学童保育に対して熱意とやる気を持った職員を採用します。

児童インストラクターは、週3日から4日勤務のシフト制で、毎日交代で保育にあたっています。子どもの心に寄り添い、日々の保育が円滑に行われるよう、常時勤務できる児童インストラクターの配置に努めます。

児童センターが所管する学童保育所では、土曜日や長期休業時など、正規職員が不在となる空白時間帯が生じないように、平成23年度から児童センターにシフト制勤務を導入し、児童のケガ等の緊急時に迅速に対応できる体制を整えています。しかし、このことが、児童センター開館時間の正規職員数の減少につながっているため、こうした状況を改善する必要があります。

保育園が所管する学童保育所では、保育園本体の業務において質的・量的な要求が高まっており、学童保育所の管理を併せて行うことは困難な状況であるため、この運営体制を改善します。

また、同じ公立学童保育所内でも運営に多様性が見られることから、(仮)佐倉市学童保育運営基準を作成し、望ましい方向を目指します。

### ③施設環境の充実

＊施設の計画的な改修

＊入所定員に見合ったスペースの確保

学童保育所の中には、築20年以上が経過し老朽化が著しい施設もあることから、児童が安心して快適に利用できるよう、計画的な施設改修を進めます。

学童保育ニーズの高まりから、施設によっては児童の出席率を勘案したり、児童センター併設学童保育所では遊戯室の一部を共用スペースとして活用するなどして、定員を拡大している施設もあります。ゆとりあるスペースを確保し、子どもたちが落ち着いて過ごせるよう、今後は余裕教室だけではなく、他の公共施設や空き店舗なども視野に入れた整備を検討していきます

### ④保護者の費用負担の見直し

＊受益と負担のバランスの検証

＊保護者負担額の格差是正

学童保育にかかる保護者負担（保育料）は、公立と民間では大きく異なっています。

小学校区に民間の学童保育所しかない場合、利用者に施設を選択する余地はほとんどなく、施設によって保護者の負担が異なることは、好ましい状況ではありません。

国においては、学童保育の基本的なサービスに対する保護者負担の金額を、運営費の概ね2分の1と示しています。受益と負担の適正なバランスを検証し、公立と民間の保育料の格差を是正するため、保育料の見直しを行います。

また、開設時間の拡大に伴う運営費の増加については、延長保育料の設定により利用する保護者から負担を求めることを検討します。

### ⑤民間の学童保育所との連携

民間の学童保育所は、独自に運営を行っており、基本的なサービスをできる限り統一したものとなるよう各施設と調整を図ります。

## 6 児童センター・公立学童保育所の民営化

### (1) 基本的な考え方

#### ①指定管理者制度の導入

児童センターについては、利用者が減少しており、地域の子育て支援の拠点施設としての役割を拡充していくことが必要です。

学童保育所については、定員以上を受け入れている施設の過密状況の改善、および全学年を受け入れ対象とするための施設整備が必要であり、今後も学童保育所は増えることが予想されます。すべての施設の維持管理、老朽化した施設の改修、児童インストラクターの雇用事務など、限りある正規職員数では、学童保育所の運営を十分に行っていくことは困難です。

また、学童保育所では、多様化する利用者ニーズに、柔軟に対応することも求められています。様々なニーズに、より効果的、迅速に対応するため、民間の柔軟な発想を活かした経営手法や運営のノウハウを活用することは、利用者サービスの向上に有効な方法であると考えます。そして、限られた人（正規職員）と予算を、市として取り組まなければならない子育て支援施策の推進に、有効活用することが必要です。

こうした児童センターと学童保育所の現状や抱える課題を踏まえると、児童センター業務、学童保育所業務のすべてを市の直営で運営していくのではなく、市として取り組まなければならない事業と民間に任せられる事業を役割分担することが望ましいと考えます。

民営化の手法については、学童保育所は学校の余裕教室を活用している施設が多いため、民間移管をすることは適切ではありません。また、業務委託の場合は、契約範囲内のサービスの提供となり、自主的なサービスを期待することは困難です。また、業務委託は、原則、単年度契約が基本であるため、保育という事業の継続性を勘案しても長い期間の委託は難しいと考えます。

事業者の自主的なサービスや創意工夫により施設を最大限に活用してもらうこと、保育の継続性・安定性を考え、長い期間の委託が可能であることから、児童センターと学童保育所については、指定管理者制度を導入します。

施設の維持管理や簡易な修繕、学童保育所における入所決定や利用料金制度を活用できる指定管理者制度を導入し、施設運営の柔軟性や事業者の創意工夫を活かし、魅力ある事業の展開、保育の充実、サービスの向上を目指します。

また、保育園併設学童保育所については、当該保育園が民間移管となった場合に、併せて民間移管とすべきか検討します。

## (2) 指定管理者制度導入のメリット

### ①魅力ある事業の展開

児童センターについては、社会情勢の変化を的確に把握し、利用者の多様なニーズに合わせた様々な事業を展開していくことが求められています。

民間の持つアイデアやノウハウを活用し、魅力ある、新鮮味のある事業を展開することで、児童の健全育成、子育て支援の拠点としての更なる活用を図ります。

学童保育所の運営については、子どもの生活を豊かにする事業を実施することも必要であり、事業者のアイデアや創意工夫により、子どもたちが楽しめる自主事業の展開が期待できます。

### ②サービスの向上

学童保育所については、保護者の就労形態の多様化により、開設時間の延長や休日の開設、一時利用などの要望が寄せられています。長年の要望事項であった長期休業時や土曜日の朝7時からの開所は平成23年の夏期休業時より実施しましたが、児童インストラクターの確保や所管施設の負担増加等の問題があり、その他の要望に柔軟に対応できていたとは言えません。

指定管理制度の導入により、民間ならではの柔軟な発想と経営手法により、利用者ニーズへのより迅速な対応が可能になり、利用者サービスの向上が期待できます。

### ③運営体制の強化

現在、学童保育所では、非常勤職員である児童インストラクターがシフト制勤務により日々の保育を行っています。また、学童保育所は、児童センターや保育園が所管施設となっていますが、児童センター及び保育園も本来の業務があり、児童インストラクターと常時連携を図り学童保育所を運営していくことが困難な状況です。

指定管理者制度を導入することにより、大幅なコストの上昇なしに、統括する立場の常勤児童インストラクターを各学童保育所に配置することで、運営体制を強化し、保育の継続性を図り、保育の質を高めることが期待できます。

### ④施設整備の推進

児童センターについては、老朽化している施設が多いため、関係各課と連携し、今後計画的に整備を進めていく必要があります。

学童保育所については、現在、待機児童を出さぬよう、入所児童の出席率や児童センターの共有部分を活用して定員を増やしている施設もあるため、過密状態になっている施設もあります。また、施設に余裕のあるところでは、6年生までの受け入れを行っています。3年生までしか受け入れができていない施設もあります。

市では今後も引き続き、児童センターの適切な維持管理、過密学童の解消や全学年受け入れを目指した学童保育所の整備に努めます。

市として取り組まなければならない事業と、民間のノウハウを活用して、サービスの向上が期待できる事業を役割分担し、急激に増加した学童保育所施設の維持管理や150人に上る非常勤職員の雇用事務など、民間に任せられる事業は民間に任せることが有効です。保育環境の整備は市の役割として、今後の施設整備の充実にさらに取り組むことができます。

### (3) 導入に当たって

#### ①導入後の体制

現在、学童保育所に関する人事や予算等の事務処理は、担当課や児童センター、保育園が行っています。

学童保育所には事務を執るスペースが十分に確保できないため、仮に指定管理に移行した場合であっても、児童センターの責任者が学童保育所を統括し、学童保育所に関する事務処理を児童センターで行う体制が望ましいと考えます。

したがって、児童センター及び学童保育所における指定管理者制度の導入に際しては、図表15のように市内を5つの児童センターの区域に分け、当該区域内にある児童センター及び学童保育所を一括して移管することが最適と考えます。

#### ②指定管理者公募の対象

法人やその他の団体（民間企業やNPO法人等）を広く公募し、事業者を選定します。児童センター、学童保育所の管理運営を安定して行うことができる実績及び能力を有し、児童の健全育成に意欲のある事業者を選定します。

また、児童センター、学童保育所の運営方針、障害児保育や多様な保育サービスの提供を含む保育内容等の考え方など、総合的な観点から質の高い事業者を選定します。

#### ③指定期間

学童保育所においては、保育の継続性、安定性が重要なことから、指定期間は、できるだけ長くすることが望ましいと考えます。

#### ④周知期間の確保と円滑な引き継ぎ

利用者が混乱することがないように十分な周知期間を確保し、円滑な移行に努めます。

特に学童保育所においては、子どもたちの安全と安心を最優先に考え、市職員と指定管理者職員との合同保育の期間を設けるなど、十分な引き継ぎ期間を確保します。

#### ⑤事業者選定方法

指定管理者の選定にあたっては、佐倉市指定管理者審査委員会に諮り、場合によっては、保育関係者など専門的な見地からの意見も踏まえ、事業者を選定します。

#### (4) 民営化スケジュール

下記のスケジュールで、平成26年4月1日からの導入を目指します。

平成24年(実施月未定)	* 指定管理者制度の導入について保護者・非常勤職員への説明
平成24年12月	* 佐倉市立児童センター設置及び管理に関する条例改正(案)、佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例改正(案)について、パブリックコメントの実施
平成25年 2月	* 佐倉市立児童センター設置及び管理に関する条例改正、佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例改正
平成25年 3月	* 保護者・非常勤職員への説明
平成25年 4月	* 指定管理者の公募
9月	* 指定管理候補者の決定 * 指定管理者との協定内容協議、事務・保育の引き継ぎ、 合同保育の実施
平成26年 4月	* 指定管理者制度の導入

(今後の進捗状況により変更となる場合があります。)

#### (5) 指定管理者制度導入後の保育の質の確保

##### ①市の役割・責任

指定管理者の運営に移行した後の施設運営や事業内容が、当初の条件のとおり実施されているか、市が常に確認します。問題があるときは、市が責任を持って調査、指導、是正、勧告をします。

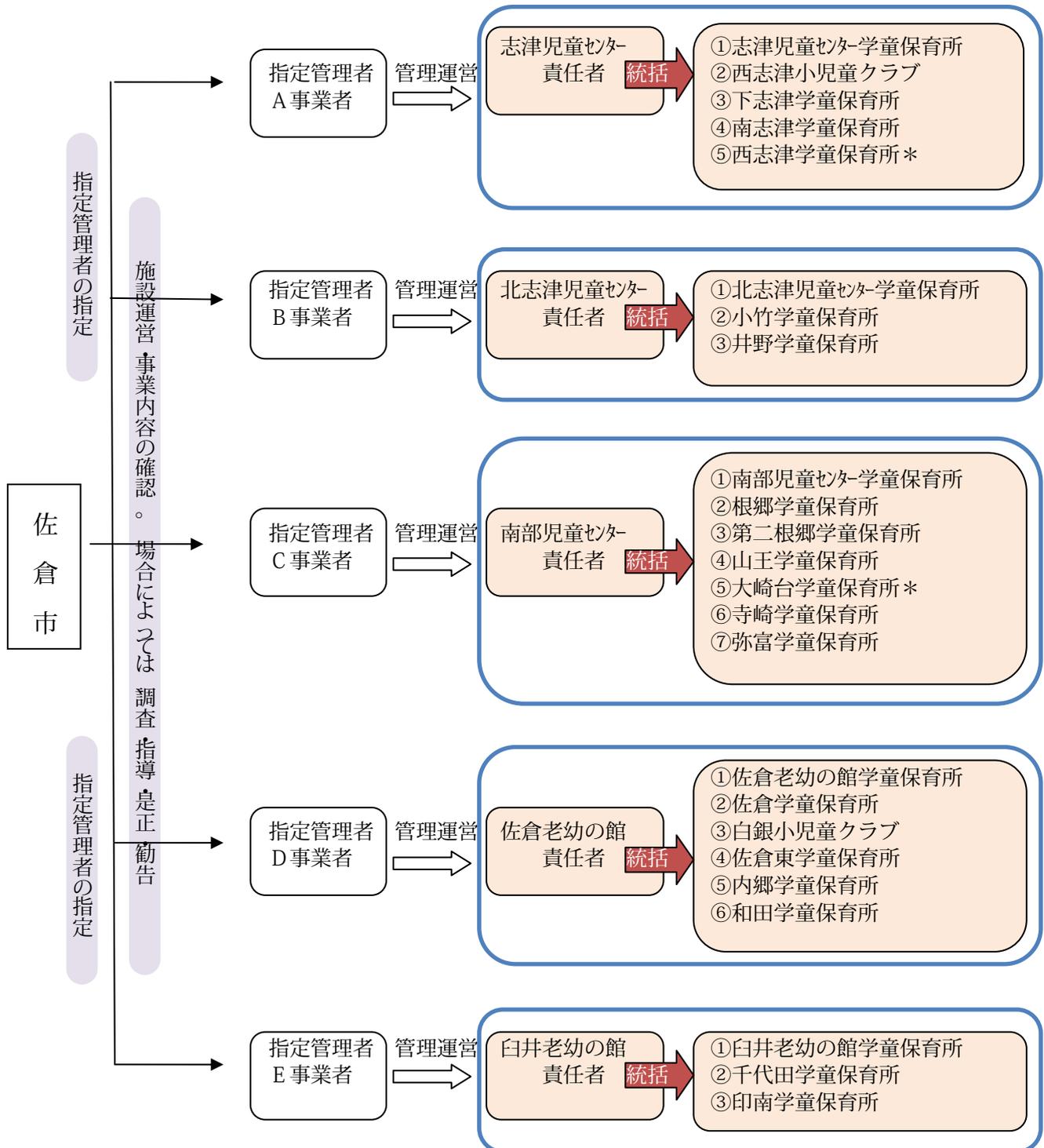
また、学童保育所については、児童一人ひとりにきめ細やかな対応が必要なことから、保育園、学校、保護者、他の関係機関と連携を図り保育に努めます。

##### ②保育の質の確保と向上

定期的に利用者満足度調査等を実施し、事業やサービスの質の確保と向上に努めます。

[図表 1 1 指定管理者制度導入後の児童センターと学童保育所の運営体制]

- ・児童センター責任者が各学童保育所を統括する。
- ・各学童保育所には、常勤の児童インストラクターを配置。



\* 保育園併設学童保育所については、当該保育園が民間移管となった場合、併せて民間移管とすべきか検討します。

## おわりに

---

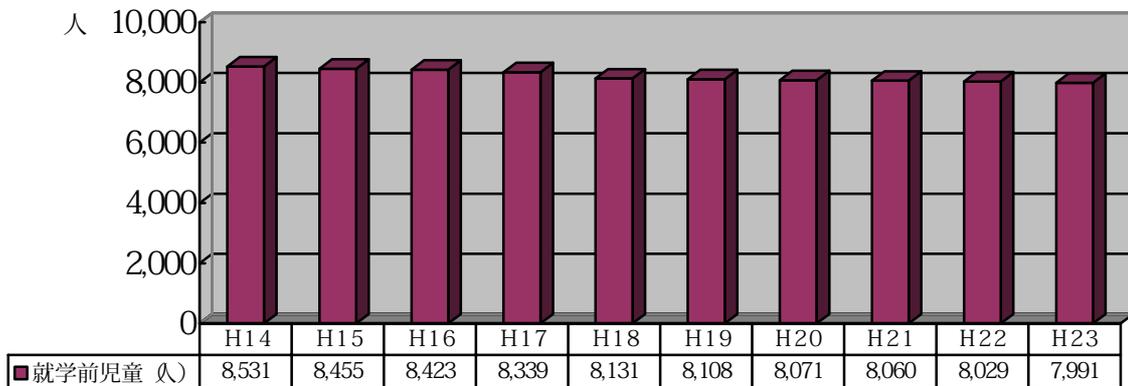
現在、国は、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための「子ども・子育て新システム」の検討を進めています。

その内容は、まだ不明確で流動的な部分がありますが、制度改革の目的の一つに、すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会の実現があります。これに対応するためにも、持続可能な自治体運営を行いながら、基礎自治体に求められる、保育園、児童センター、学童保育所の役割を今後もきちんと果たしていく必要があります。

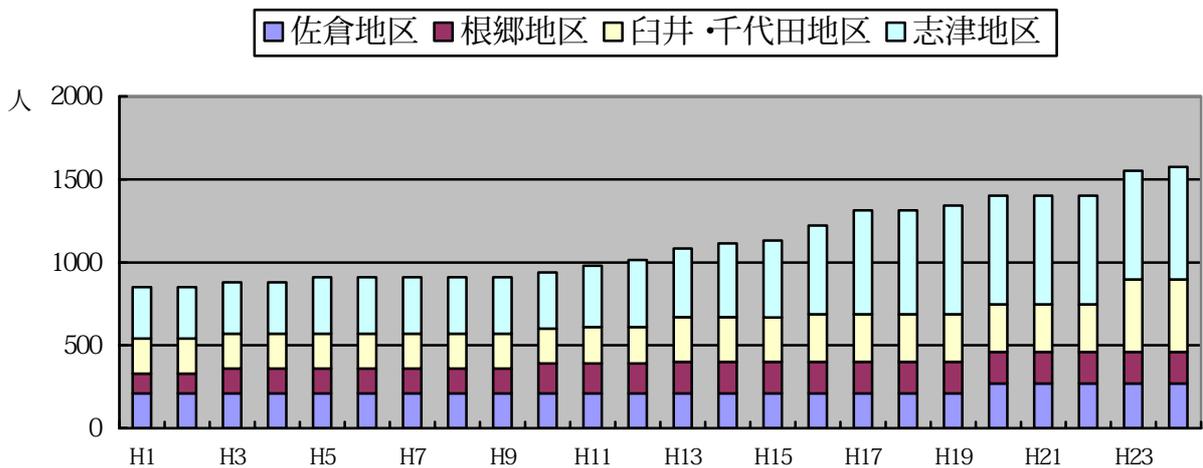
本方針の実施に努め、「子ども・子育て新システム」について、今後とも国の動向を注視しながら、佐倉市としての子育て支援施策のあり方を構築していきます。

## 資料編

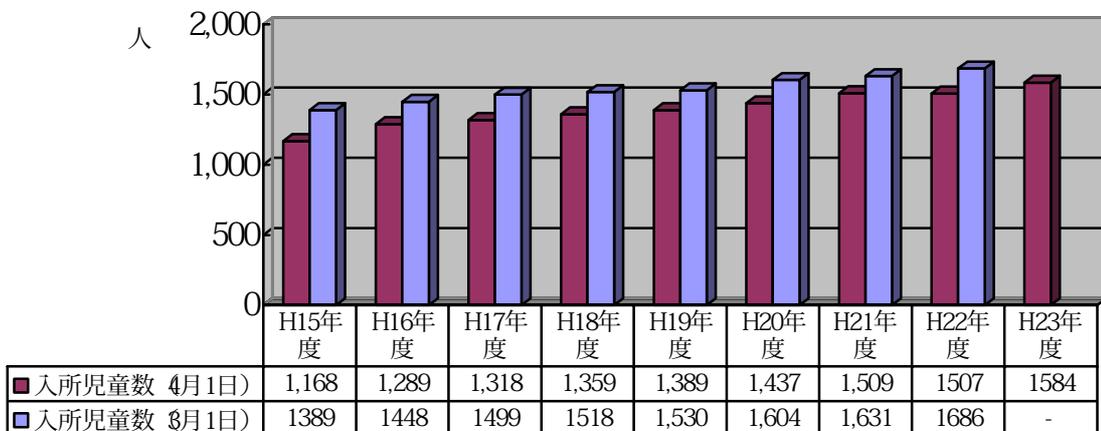
〔図表 1 2 佐倉市の就学前児童人口の推移（各年 3 月末）〕



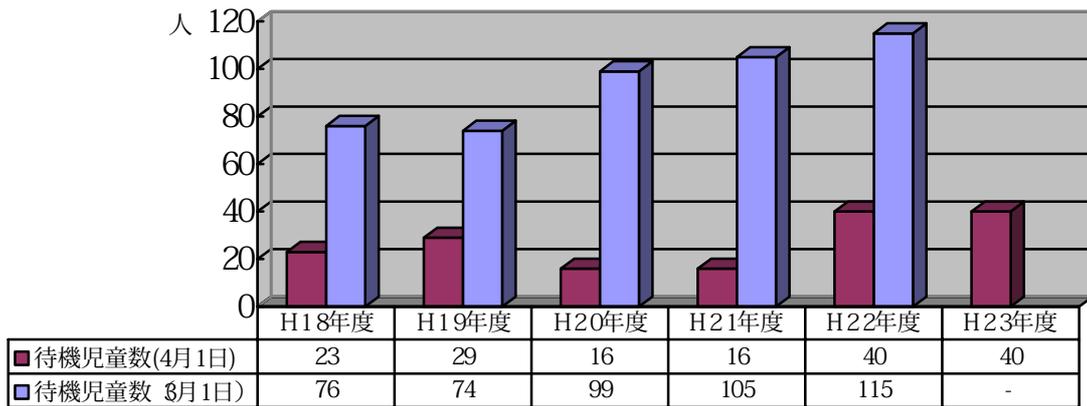
〔図表 1 3 佐倉市の保育園定数の推移（各年 3 月末）〕



〔図表 1 4 佐倉市の保育園入所児童数の推移〕



〔図表 1 5 佐倉市の保育園待機児童数の推移〕



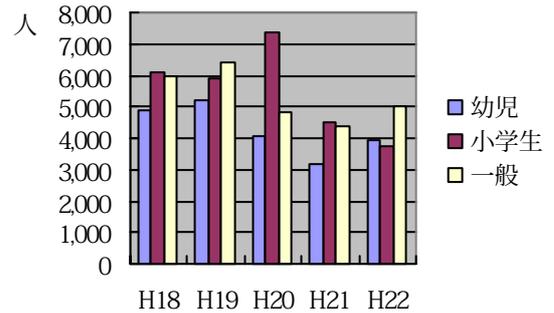
〔図表 1 6 佐倉市の保育園〕

地 区	保育園名	運営	開園	定員(人)
佐倉地区	佐倉保育園	公立	S28. 5	130
	佐倉東保育園	公立	S53. 4	90
	にじいろ保育園佐倉	民間	H20. 4	60
白井・千代田地区	白井保育園	公立	S43. 4	90
	すみれ保育園	民間	S48. 4	80
	青葉保育園	民間	S55. 4	90
	第二青葉保育園	民間	H15. 3	27
	おひさま保育園	民間	H22. 5	90
	レイトン インターナショナル チャイルドケア	民間	H22. 5	60
志津地区	志津保育園	公立	S45. 4	150
	北志津保育園	公立	S48. 4	138
	南志津保育園	公立	S50. 4	100
	みくに保育園	民間	S52. 4	50
	光の子保育園	民間	S55. 4	80
	ユーカリハローキッズ	民間	H16. 4	100
	マミーズハンドさくら	民間	H17. 9	60
根郷地区	根郷保育園	公立	S46. 4	130
	馬渡保育園	公立	S50. 4	60

〔図表17 児童センター世代別利用状況〕

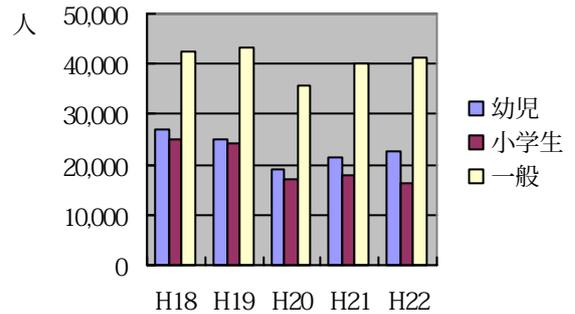
■志津児童センター (人)

世代	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
幼児	4,898	5,198	4,038	3,175	3,926
小学生	6,102	5,931	7,384	4,477	3,732
一般	5,947	6,385	4,809	4,371	4,995
合計	16,947	17,514	16,231	12,023	12,653



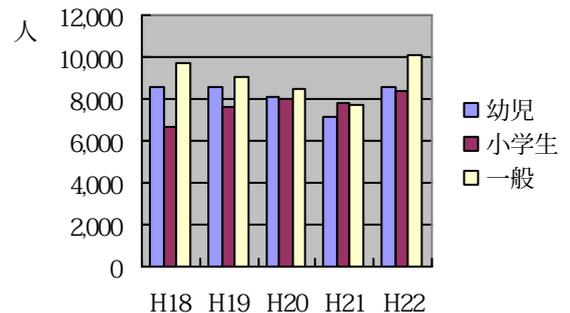
■北志津児童センター (人)

世代	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
幼児	27,006	24,907	19,149	21,479	22,753
小学生	24,828	24,343	17,094	17,703	16,166
一般	42,364	43,181	35,712	40,129	41,374
合計	94,198	92,431	71,955	79,311	80,293



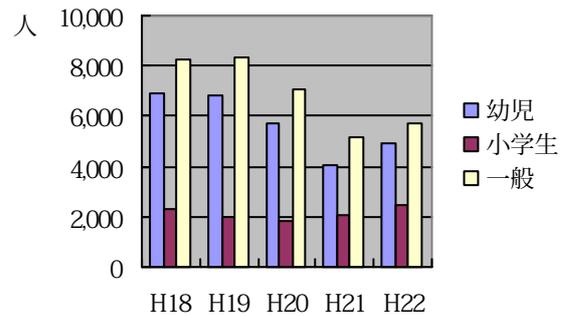
■南部児童センター (人)

世代	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
幼児	8,603	8,556	8,098	7,175	8,564
小学生	6,681	7,661	8,028	7,841	8,347
一般	9,757	9,070	8,437	7,758	10,140
合計	25,041	25,287	24,563	22,774	27,051



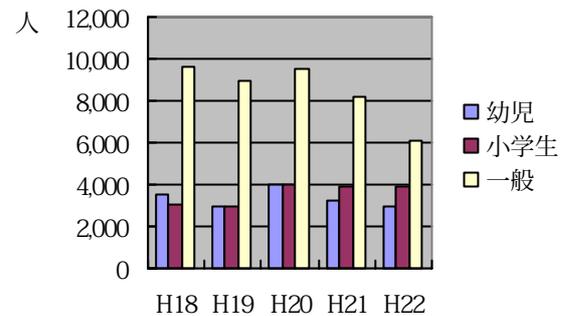
■佐倉老幼の館 (人)

世代	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
幼児	6,928	6,815	5,698	4,022	4,929
小学生	2,333	2,013	1,833	2,099	2,441
一般	8,263	8,305	7,033	5,137	5,747
合計	17,524	17,133	14,564	11,258	13,117



■白井老幼の館 (人)

世代	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
幼児	3,546	2,974	4,022	3,236	2,968
小学生	3,058	2,997	3,976	3,949	3,901
一般	9,621	8,938	9,523	8,155	6,137
合計	16,225	14,909	17,521	15,340	13,006



〔図表 1 8 施設概要-敷地・建物〕

(㎡)

名 称	建物構造	開設年度	敷地面積	建築面積	延床面積	駐車場
志津児童センター	鉄骨平屋建	S54年	1,476	327	302	0台
北志津児童センター	鉄筋コンクリート 2階建の1階部分	S62年	20,236	743	671	85台
南部児童センター	鉄筋コンクリート 鉄骨造2階建	H12年	8,372	718	718	70台
佐倉老幼の館	鉄骨平屋建 (一部木造)	S58年	807	328	317	4台
白井老幼の館	鉄骨平屋建	S60年	2,563	340	323	5台

〔図表 1 9 児童センター施設概要 - 施設内部〕

(㎡)

名 称	総部屋数	遊戯室	図書室	和室	学童専用室
志津児童センター	3	115.6	29.2	—	49.1
北志津児童センター	3	122.5	182.5	—	33.0
南部児童センター	4	182.5 84.8	70.4	—	59.0*
佐倉老幼の館	4	89.4	41.4	15畳	74.2
白井老幼の館	4	111.8	49.7	12畳 12畳	37.0

※網掛は学童室と兼用。

※南部児童センター学童専用室は、現在入所児童がいないため、遊戯室として使用。

〔図表 2 0 児童センター管理運営費 決算額〕

(千円)

年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
決算額	51,353	50,194	49,437	52,415	51,574	48,707	48,968

※平成20年度までは、児童センター管理運営費の決算額から学童保育所児童インストラクター賃金約20,000千円を引いた額を、児童センター単体の管理運営費として算出。

〔図表 2 1 児童センター職員配置状況（平成 23 年 12 月 1 日現在）〕

（人）

施設 (学童保育所 所管施設数)	配置 常勤 換算	職 員 配 置						
		所長	事務職 A	事務職 B	保育士 A	保育士 B	看護師	用務員
志津児童センター (2)	5	1	1	1	1	1		
	4	1	1	1	0.5	0.5		
北志津児童センター (2)	5	1	1	1	1	1		
	4	1	1	1	0.5	0.5		
南部児童センター (4)	5	1	1		1	1	1	
	4	0.5	1		1	1	0.5	
佐倉老幼の館 (3)	4	1	1	1	1			
	4	1	1	1	1			
白井老幼の館 (2)	5	1	1	1	1			1
	4.5	1	1	1	1			0.5
合 計 (12)	24	5	5	4	5	3	1	1
	20.5	4.5	5	4	4	2	0.5	0.5

※上段は実人数、下段は常勤換算の人数

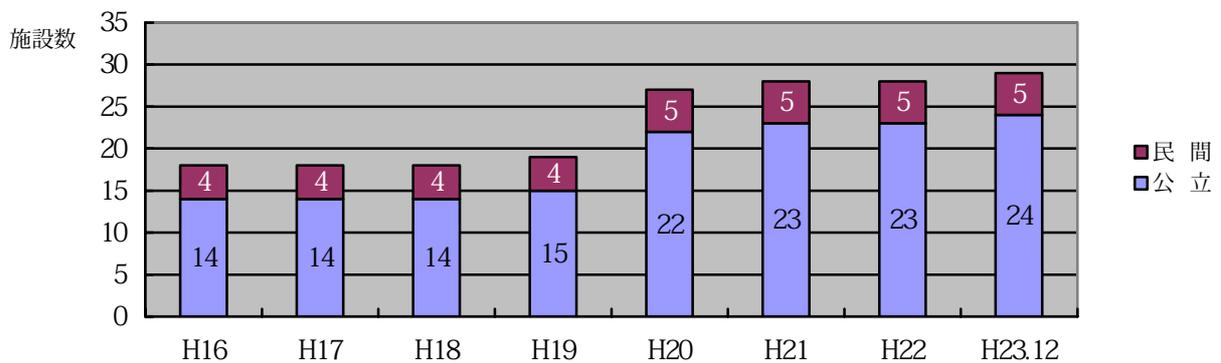
※網かけは 3 日・3 時間/週の再任用職員

※南部児童センター所長は、南部保健センターの副所長を兼務

〔図表 2 2 佐倉市の学童保育所数

（各年 4 月 1 日現在、平成 23 年は 12 月 1 日現在）（施設数）

区 分	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23.12
公 立	14	14	14	15	22	23	23	24
民 間	4	4	4	4	5	5	5	5
合 計	18	18	18	19	27	28	28	29



〔図表 2 3 学童保育所開所・閉所時間（平成 23 年 12 月 1 日現在）〕

施 設		開所時間		閉所時間		開所日
		休業中	学期中	平日	土曜日	
公立学童保育所		7:00	放課後	19:00	17:00	月～土
民間	すみれにこにこホーム	7:30	放課後	19:00	17:00	月～土
	青葉児童ルーム	7:00	放課後	19:00	17:00	月～土
	第2青葉児童ルーム	7:00	放課後	19:00	17:00	月～土
	光の子児童センター	8:00	放課後	19:00	15:00	月～土
	ユーカリ優都ぴあ	8:00	放課後	19:00	19:00	月～土

〔図表 2 4 学童保育所 1 か月間の時間別利用状況（平成 23 年 4 月）〕

種 別		平 日			土 曜	合 計
		17時まで	19時まで	計		
公立	総利用者数（人）	2,985	8,391	11,376	399	11,775
	割合（%）	26%	74%			
民間	総利用者数（人）	425	2,136	2,561	116	2,677
	割合（%）	17%	83%			
計	総利用者数（人）	3,410	10,527	13,937	515	14,452
	割合（%）	24%	76%			

〔図表 2 5 学童保育所別利用状況 (平成 23 年 4 月 1 日)〕

(人)

地区	区分	施設名称	定員	登録 人数	学年別登録人数				1日平均 出席児童数	
					1年	2年	3年	高学年	平日	土曜
志津地区	公立	志津児童センター	45	65	23	26	15	1	44.0	5.6
		北志津児童センター	65	26	4	5	4	13	16.2	1.0
		西志津学童保育所	30	23	12	4	7	-	15.6	2.2
		下志津学童保育所	65	39	5	13	7	14	25.5	3.8
		南志津学童保育所	65	49	19	9	7	14	29.3	2.2
		井野学童保育所	50	43	20	14	9	0	30.9	7.2
		西志津小児童クラブ	45	60	30	21	8	1	42.1	7.4
		小竹学童保育所	60	50	13	12	14	11	31.7	2.8
	民間	光の子児童センター	30	52	22	12	11	7	36.3	2.3
		ユーカリ優都ぴあ	40	54	15	12	15	12	38.2	16.4
白井・千代田地区	公立	白井老幼の館	35	61	23	18	20	-	37.5	7.4
		印南学童保育所	70	38	11	8	9	10	23.7	5.0
		千代田学童保育所	65	28	6	10	7	5	19.2	3.8
	民間	青葉児童ルーム	30	11	7	3	1	-	7.7	1.0
		第二青葉児童ルーム	30	34	13	12	9	-	27.1	2.2
		すみれにこここホーム	30	29	10	8	2	9	18.9	1.8
佐倉地区	公立	佐倉老幼の館	55	42	0	8	7	27	28.7	1.2
		佐倉東学童保育所	45	34	10	11	4	9	21.2	3.2
		内郷学童保育所	65	19	7	4	6	2	11.7	2.2
		佐倉学童保育所	65	52	23	11	18	-	36.3	4.2
		白銀小児童クラブ	40	30	9	11	10	-	20.9	1.2
根郷・弥富・和田地区	公立	南部児童センター	45	2	0	0	0	2	0.6	0.0
		大崎台学童保育所	30	44	8	1	15	20	31.4	6.2
		寺崎学童保育所	30	29	11	18	-	-	19.3	3.2
		根郷学童保育所	55	65	-	27	15	23	44.4	3.6
		第二根郷学童保育所	30	19	19	-	-	-	11.7	1.0
		山王学童保育所	65	32	6	6	11	9	22.8	4.6
		弥富学童保育所	50	8	2	3	2	1	4.5	0.8
		(和田学童保育所)	(15)	(8)	(2)	(0)	(2)	(4)	(-)	(-)
合 計			1,330	1,038	328	287	233	190	24.9	3.7

※

※※

※他市町村の児童を含む。※※平成 23 年 12 月 1 日開設時の登録人数。合計数に含めず。

〔図表 2 6 公立学童保育所運営体制（平成 23 年 12 月 1 日現在）〕

（人）

所管所属		名 称	インストラクター数	入所人数	対象学年
児童センター	志津児童センター	志津児童センター	8	61	1年生～3年生
		西志津小児童クラブ	9	60	1年生～3年生
	北志津児童センター	北志津児童センター	5	22	1年生～6年生
		小竹学童保育所	7	53	1年生～6年生
	佐倉老幼の館	佐倉老幼の館	7	35	3年生～6年生
		佐倉学童保育所	10	53	1年生～3年生
		和田学童保育所	5	8	1年生～6年生
	白井老幼の館	白井老幼の館	8	53	1年生～3年生
		千代田学童保育所	4	28	1年生～6年生
	南部児童センター	南部児童センター	0	0	1年生～6年生
		根郷学童保育所	7	57	2年生～6年生
		第二根郷学童保育所	4	17	1年生
		山王学童保育所	4	33	1年生～6年生
保育園	佐倉保育園	白銀小児童クラブ	5	28	1年生～3年生
	佐倉東保育園	佐倉東学童保育所	6	30	1年生～6年生
		内郷学童保育所	5	18	1年生～6年生
	根郷保育園	寺崎学童保育所	6	26	1年生～2年生
		大崎台学童保育所	6	35	1年生～6年生
	志津保育園	西志津学童保育所	6	21	1年生～3年生
	北志津保育園	井野学童保育所	8	40	1年生～3年生
	南志津保育園	下志津学童保育所	6	35	1年生～6年生
		南志津学童保育所	6	44	1年生～6年生
	白井保育園	印南学童保育所	6	39	1年生～6年生
馬渡保育園	弥富学童保育所	4	10	1年生～6年生	
合 計			142	806	

\*インストラクター数は、雇用人数。

学童保育所を所管する所属	所管学童保育所数
児童センター・老幼の館（5施設）	13施設
保育園（8園）	11施設

〔図表 2 7 学童保育所管理運営費 決算額〕

(千円)

	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	備考
公立学童 運営費	72,582	74,465	78,811	85,753	105,612	131,685	141,035	児童センター費 の学童インストラクター賃金を 含む
民間学童 委託費	8,880	8,880	8,880	10,360	11,100	11,100	11,100	H19年度までは4 施設、H20年度か ら5施設へ委託
合計	81,462	83,345	87,691	96,113	116,712	142,785	152,135	

※平成20年度までの公立学童運営費は、学童保育所管理運営費の決算額に児童センター管理運営費に計上していた学童保育所児童インストラクター賃金約20,000千円を加えて算出。

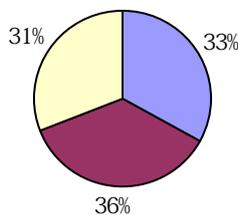
〔図表 2 8 公立学童保育所管理運営費 決算額 (平成 22年度)〕

(千円)

歳入		割合 (%)
保護者負担金	46,477	33
市一般財源	51,105	36
県支出金	43,453	31
計	141,035	100

歳出		割合 (%)
賃金	133,207	93
運営費	7,828	7
計	141,035	100

■ 保護者負担金 ■ 市一般財源 □ 県支出金



■ 賃金 ■ その他運営費

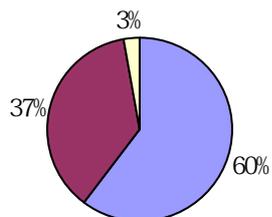


※23 施設中19施設は光熱水費、機械警備委託料等を含まない

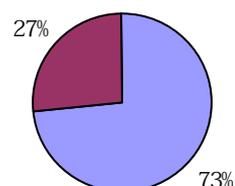
〔図表 2 9 民間学童保育所管理運営費 決算額（平成 22 年度）〕 (千円)

歳入		割合 (%)	歳出		割合 (%)
保護者負担金	17,875	60	賃金	21,726	73
委託料	11,100	37	運営費	8,052	27
その他	803	3	計	29,778	100
計	29,778	100			

■ 保護者負担金 ■ 市一般財源 □ 県支出金



■ 賃金 ■ 運営費



\*保護者負担金におやつ代を含む施設あり  
 \*委託料 11,100 千円のうち、県補助金は 7,976 千円  
 市負担分は 3,124 千円

〔図表 3 0 児童センター運営形態（平成 21 年 10 月 1 日現在）〕 (施設数)

	公営		民営		計
	施設数	比率	施設数	比率	
全国	2,757	63.2%	1,603	36.8%	4,360
佐倉市	5	100.0%	0	0.0%	28

〔図表 3 1 学童保育所運営形態（平成 23 年 5 月 1 日現在）〕 (施設数)

	公立公営		公立民営		民立民営		計
	施設数	比率	施設数	比率	施設数	比率	
全国	8,390	40.8%	8,718	42.4%	3,453	16.8%	20,561
千葉県	349	39.3%	394	44.4%	144	16.3%	887
佐倉市	23	82.1%	-	0.0%	5	17.9%	28

※厚生労働省「放課後児童健全育成事業の実施状況」による。

平成 23 年 5 月 1 日現在、全国 1,735 市町村のうち、学童保育を実施しているのは、1,574 市町村で、実施率は 90.7%（東日本大震災で調査を実施できなかった 12 市町村を除く）

※平成 23 年 1 月 2 日に和田学童保育所が開設され、佐倉市の公立公営学童保育所は 24 施設（82.8%）となっている。

保育園の在り方

- ① 保育施策の方向性
  - ① 保育需要に対応した児童受入枠の確保
    - \* 児童受入枠の拡大
    - \* 小規模保育園、分園等の整備
  - ② 多様な保育サービスの提供
    - \* 現在の事業の拡充
    - \* 新たな保育需要への対応
    - \* 子どもの利益への配慮
  - ③ 保育の質の向上
    - \* 職員の資質の向上
    - \* 働く者の意欲を高めるための仕組みづくり
    - \* 第三者評価や利用者の意見を取り入れた運営
  - ④ 地域の子育て支援の充実
    - \* 地域の子育て拠点としての役割の充実
  - ⑤ 施設環境の維持
    - \* 計画的な施設維持管理の実施
- ② 公立保育園の在り方
  - ① 今後の公立保育園の担うべき役割
    - ア 地域全体の保育水準の向上
    - イ 特別な配慮を必要とする子どもへの支援
    - ウ 保育サービスのセーフティ・ネット
    - エ 関係機関との連携・協力
    - オ 地域の子育て支援

保育園の特徴

- 国(県)が定める基準に基づき、公立・民間の区別なく一定水準の保育サービスを提供
- 施設、職員数 ⇒ 児童福祉施設最低基準を確保
- 保育内容 ⇒ 保育所保育指針に沿って実施

【佐倉市の公立保育園の特徴】

- ①同一のマニュアル等に基づき、一定水準の均一な保育サービスを提供している。
- ②勤続年数の長い保育士が多く、豊富な経験を有しているが、臨時職員が多く正規職員の比率が低い。
- ③運営コスト:市の一般財源+保育料

【佐倉市の民間保育園の特徴】

- ①保育園独自の保育理念や保育方針を持っており、個性ある保育サービスを提供している。
- ②勤続年数の短い保育士が多いが、正規職員の比率が高い。
- ③運営コスト:国・県からの負担金+市の一般財源+保育料

公立保育園民営化の基本的な考え方

① 基本的な考え方

今ある保育の施設や人材、財源などを最大限に活用し、いかに多くの児童に良質なサービスを提供できるかという観点から運営体制を見直すことが必要であり、公立保育園の一部民営化を進める。

① 目的

保育ニーズなどの増大に対応するため、市全体の保育の質及び保育サービスの向上を図ることを目的とし、その基盤となる運営体制の再構築を行う。民営化された保育園は民間活力及び市からの適切な財政支援により、また、公立保育園は正規職員を集約させることにより、運営体制の強化を図り、保育の質及び保育サービスの向上への取り組みを進める。

② 民営化の形態・・・民設民営(民間移管)を基本とする。

③ 民営化対象園の選定方針

公立保育園の役割を担うため、市内を4つの地区に分け、最低でも地区1園以上の公立保育園を残し、それ以外は民営化対象園とする。選定にあつては、地区バランスとともに、施設の老朽化に応じた最適な民営化の方法を選択し決定する。ただし、佐倉保育園、馬渡保育園については、当面、民営化対象園としない。

④ 施設の老朽化に応じた最適な民設民営(民間移管)の手法の検討

- ア 建築後30年以上経過している園
 

現在の保育園がある地域内に、民間事業者が保育園を新築したうえで、移管対象公立園の保育事業を引き継ぐ方法とする。なお、新園舎を建設する用地については、市が保有する公共用地の活用についてファシリティマネジメントの視点も含めて総合的に検討を行う。
- イ 建築後30年以内の園
 

建物を民間事業者に譲渡することを前提とする。ただし、移管にあつては必要に応じて改修を行い、土地については、原則として無償貸付をする。

⑤ 民営化対象園の公表

民営化対象園及び民営化実施時期を決定後、民営化対象園の保護者だけでなく市民に公表する。また、保護者等に対し十分な説明を行う。

② 民営化スケジュール

- ア 建物を譲渡する民間移管の場合・・・移管する園舎の改修工事を行い平成27年4月民営化開始を目指す。
- イ 民間事業者が保育園を新築し、民営化対象園の保育事業を引き継ぐ民間移管の場合・・・法人による新築工事を経て、平成28年4月民営化開始を目指す。

③ 移管に当たって

- ① 方針の明示
 

移管を行う際の基準やスケジュールを、ガイドライン等の形で作成し公表し、市の方向性を市民に明確に示す。

## 《 児童センター・学童保育所の 施策の方向性 》

### ■児童センター

- ①子育て支援拠点施設としての役割の拡充
  - \* 社会情勢の変化や利用者ニーズを捉えた事業展開
  - \* 地域のNPOやボランティア等との連携
  - \* 児童インストラクターの資質向上
- ②施設環境の充実
  - \* 施設の計画的な改修
  - \* 求められる機能を備えた施設づくり

### ■学童保育所

- ①安心して楽しく過ごせる場の提供
  - \* 子どもの生活をより豊かにする事業展開
  - \* 6年生までの受け入れ拡大と開設時間の延長
- ②保育環境の充実
  - \* 定期的・計画的な研修の実施
  - \* 運営体制の見直し
- ③施設環境の整備
  - \* 施設の計画的な改修
  - \* 入所定員に見合ったスペースの確保
- ④保育料の見直し
  - \* 受益と負担のバランスの検証
  - \* 保護者負担額の格差是正

\* 限られた人と予算で、子育て支援施策に最大の効果を発揮できる運営をする。

・今後も学童保育所の整備は必要であり、これに伴い、増えていく施設の維持管理やインストラクターの雇用など、業務は増大する。

・多様化する利用者ニーズに応える。

行政と民間の役割分担をすることが有効。

事業者の自主的なサービス、創意工夫を活かせる指定管理者制度の導入

・民間の運営ノウハウを有効に活かす。  
・利用者ニーズに、柔軟かつ迅速に対応できる。

\* 5つの児童センターの区域に分け、当該地区の学童保育所を併せて1グループとし、委託する。

\* 平成26年度から、導入する。

\* 平成25年度からの格差是正を目指す。

## 《 指定管理者制度導入後の 役割分担 》

### <事業者>

#### ■児童センター

- ①子育て支援拠点施設としての役割の拡充
  - \* 社会情勢の変化や利用者ニーズを捉えた事業展開
  - \* 地域のNPOやボランティア等との連携
  - \* 児童インストラクターの資質向上

#### ■学童保育所

- ①安心して楽しく過ごせる場の提供
  - \* 子どもの生活をより豊かにする事業展開
  - \* 開設時間の延長等サービスの向上
- ②保育環境の充実
  - \* 定期的・計画的な研修の実施
  - \* 運営体制の強化：各学童保育所に統括する立場の常勤インストラクターを配置。

### <佐倉市>

#### ■児童センター

- ①施設環境の充実
  - \* 施設の計画的な改修
  - \* 求められる機能を備えた施設づくり

#### ■学童保育所

- ①施設環境の整備
  - \* 施設の計画的な改修
  - \* 入所定員に見合ったスペースの確保
  - \* 6年生までの受け入れ拡大に向けた整備